

(案)

【令和5年度中間検証】

後期実施計画

令和6年度～7年度

(2024年度～2025年度)

令和5(2023)年度中間検証

ADACHI
Universal Design
Promotion Plan
2019足立区
ユニバーサル
デザイン
推進計画

令和6年3月

目 次

第 1 章 推進計画の中間検証・後期実施計画の趣旨



- 1 推進計画策定の背景と目的 3
- 2 推進計画の中間検証・後期実施計画 4
- 3 推進計画の位置づけ 5
- 4 区民等との協働・協創による推進 6
- 5 推進計画の進行管理を行うための体制 7
- 6 スパイラルアップの取り組みによる推進 9

第 2 章 区が実施する事業の取り組み状況



- 1 施策の体系 13
- 2 各施策に基づく事業の取り組み状況と今後の進め方 16

第 3 章 後期実施計画 令和 6 年度～7 年度



- 1 区が実施する事業の実施計画一覧表 23
- 2 各施策に対応した事業の概要 29

資 料 編

- 1 ユニバーサルデザインとは 111
 - 1) ユニバーサルデザインの基本的な考え方 111
 - 2) ユニバーサルデザインの 7 原則 113
- 2 様々な立場のひとに関するマーク 121
- 3 足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例 126

■□□ 第 1 章

推進計画の中間検証・
後期実施計画の趣旨

1 推進計画策定の背景と目的

平成24年に、足立区は「足立区ユニバーサルデザイン^(※1)のまちづくり条例」を制定し、障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、互いの個性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人がいきいきと安心して暮らせるまちの実現をめざしました。

また、平成26年8月には「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」を策定し、区、区民、事業者の役割を明確にしなが、各分野別の施策を示しました。

国も、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）を施行し、重ねて、平成29年には「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定し、「心のバリアフリー^(※2)」や「ユニバーサルデザインのまちづくり^(※3)」を推進することで、だれもが安心して暮らせる共生社会の実現をめざしています。

これらの社会状況等を踏まえ、区は令和2年2月に「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」（以下「推進計画」という。）を改定し、「ひとを育み まちを創る だれもが自分らしく暮らせるまち 足立」を目標に掲げ、「ひと」「暮らし」「まち」「しくみ」の4つの視点から施策を整理し直しました。

※1 ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方。

1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱され、ユニバーサル (Universal: すべての、普遍的な) と、デザイン (Design: 計画、設計、構想) という二つの英単語を合わせたもので、その頭文字を取って、UD (ユーディー) とも呼ばれる。

※2 バリアフリー

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が社会生活をしていく上で障がい (バリア) となるものを除去 (フリー) すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障がいなど、すべての障がいを除去するという考え方。併せて、すべての国民が年齢、障がいの有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会を実現する考え方が位置付けられている。

※3 ユニバーサルデザインのまちづくり

すべての人が、お互いの立場を理解し、自らの意思で自由に社会参加することのできるまちづくり (足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第2条より)。

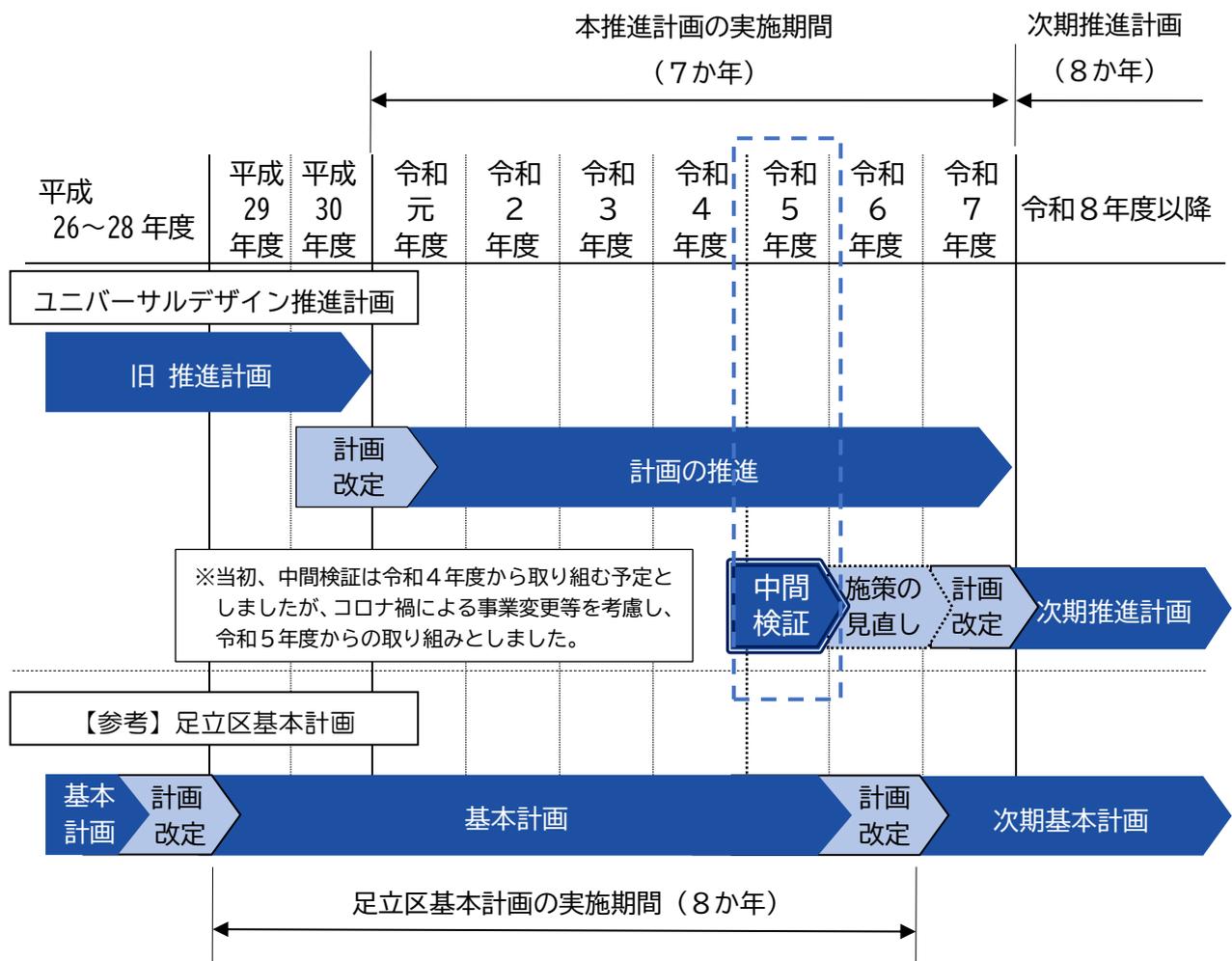
2 推進計画の中間検証・後期実施計画

推進計画における施策、各事業の実施期間は、令和元年度から令和7年度までの7か年とし、次期推進計画は足立区基本計画の実施期間に合わせ、8か年とします。

今般、推進計画の中間年度(令和4年度)にあたるタイミングで、区が実施してきたユニバーサルデザインに関する各事業の上位計画や実施計画、他の分野別計画等との整合を図りつつ中間検証を行いました。

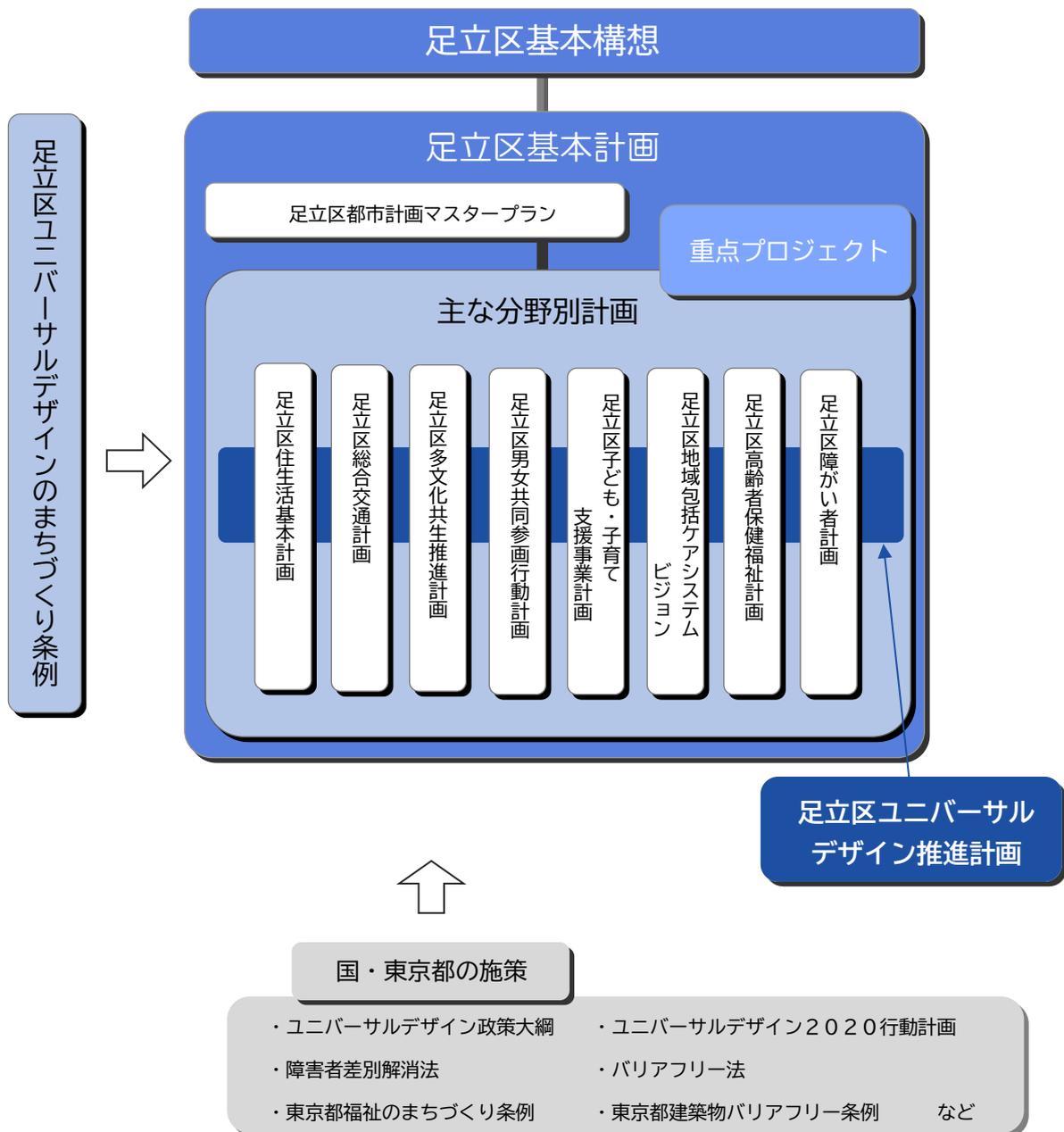
そして、必要に応じて施策や事業を見直し、「後期実施計画(令和6年度～7年度)」として整理し、さらなるユニバーサルデザインの推進を図ってまいります。

なお、最終年度(7年目)である令和7年度には、改定される足立区基本計画の考え方や視点、柱立て等を踏まえ、推進計画を改定いたします。



3 推進計画の位置づけ

推進計画は、区の基本構想及び基本計画を踏まえ、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第8条第2項に基づき、区の様々な分野別計画と連携を図りながら、ユニバーサルデザインのまちづくりを体系的かつ総合的に推進していくための基本的な考え方をまとめたものです。



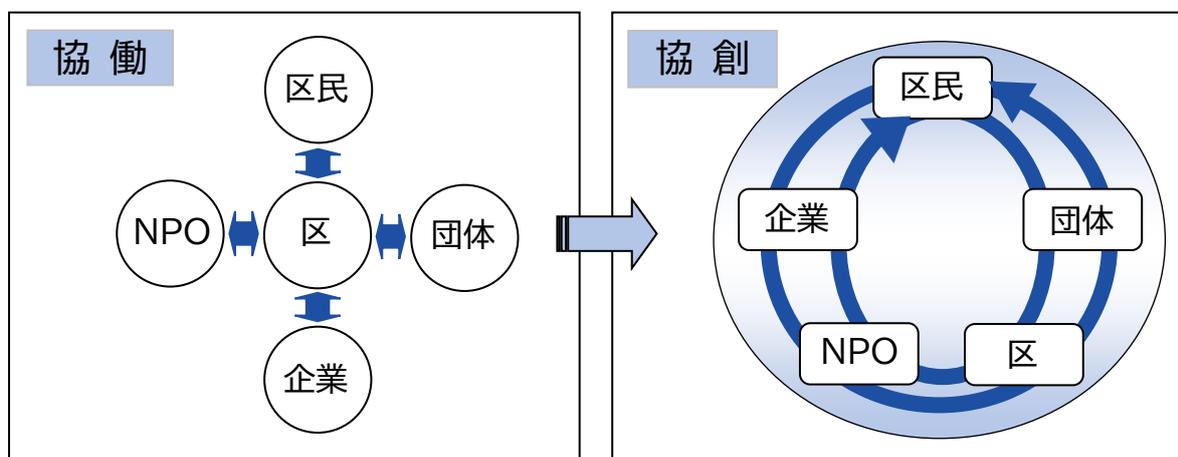
4 区民との協働・協創による推進

これまでも足立区は、安全、安心で快適に暮らしていけるまちをめざしてきました。

今後はさらに、働く、学ぶ、遊ぶなどあらゆる生活の場面において、自助・共助・公助による心豊かな社会づくりを進めていく必要があります。

推進計画は、区と、区民^(※4)や企業、関係団体等^(※5)との協創^(※6)を進め、国や都が実施する各種計画や施策との連携を図りながら、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの実現をめざします。

協働から協創へと進化するユニバーサルデザイン



行政が主導して、多様な主体とともに
地域課題に取り組む

多様な主体が緩やかにつながり、
自律的に地域課題に取り組む

※4 区民

障がいの有無に関わらず、区内に在住、在勤、在学する者または区内に土地もしくは建物を所有し、若しくは占有するすべての者のこと。

※5 関係団体等

町会・自治会、障がい者等の団体、商店街、区民の団体、NPO、教育機関などのユニバーサルデザインのまちづくりに関わる団体を総称している。

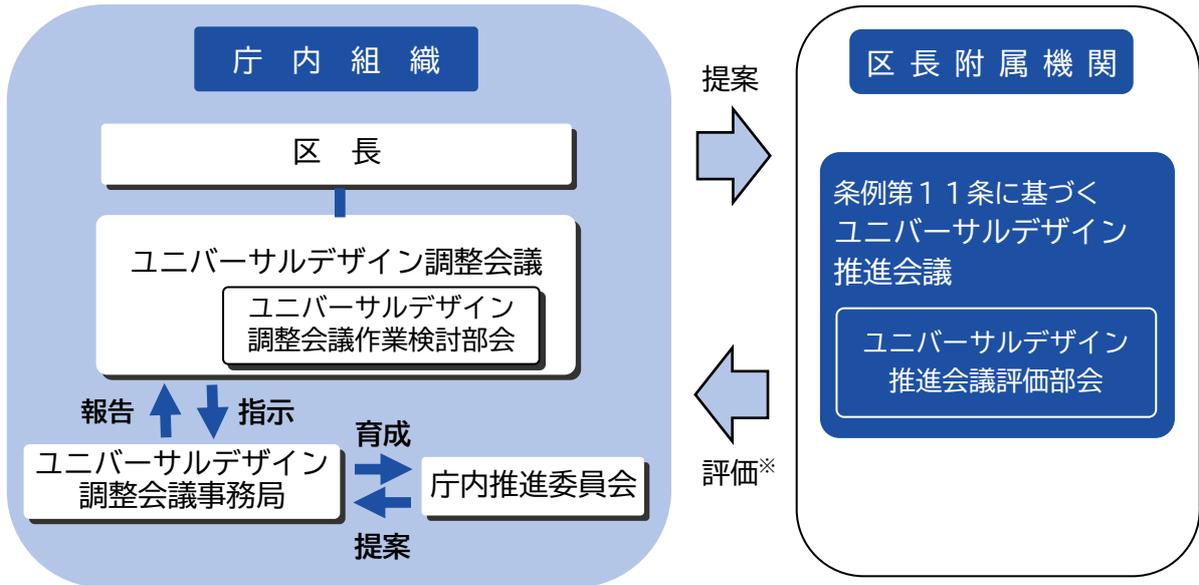
※6 協創

互いの個性や価値観を認め合い、ゆるやかにつながり支えあうことで、より一層ちからを発揮するしくみのこと。

5 推進計画の進行管理を行うための体制

推進計画は、区のユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的な計画であり、この計画の進行管理を行うため、以下の機関や組織を設置、運営します。

ユニバーサルデザイン推進計画の進行管理体制



※評価、検証内容を市内・事業所管へフィードバックする

市内組織

■ 「ユニバーサルデザイン調整会議」の開催

推進計画で定めた施策・事業の具体的な進行管理を行うために、市内検討の調整機関としてユニバーサルデザイン調整会議を設置しています。

【委員長】 副区長 【副委員長】 都市建設部長

■ 「ユニバーサルデザイン調整会議作業検討部会」の開催

ユニバーサルデザイン調整会議にユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための課題解決に係る調査、研究などを行う作業検討部会を設置しています。

【部会長】 都市建設部長

■ 「ユニバーサルデザイン調整会議事務局」の設置及び運営

ユニバーサルデザイン調整会議や作業検討部会の運営に関する事務を実施する事務局を設置し、運営を行っています。

【事務局】 都市建設課 ユニバーサルデザイン担当課 等

■ 「庁内推進委員会」の設置

庁内でのユニバーサルデザインのまちづくりの推進や人材の育成を行うため、庁内推進委員会を設置しています。

【庁内推進委員】 部、室、局から推薦を受けた職員

区長附属機関

■ 「ユニバーサルデザイン推進会議」の開催及び運営

推進計画における施策・事業の推進、人材の育成、教育の充実及び関係機関との連携等、ユニバーサルデザインのまちづくり推進のため、区長の附属機関として「ユニバーサルデザイン推進会議」を運営しています。

【構成委員】 学識経験者 関係団体等 事業者 区民 行政

■ 「ユニバーサルデザイン推進会議評価部会」の設置

ユニバーサルデザイン推進会議の作業部会として、推進計画における施策・事業の評価、検証を行うため、「ユニバーサルデザイン推進会議評価部会」を設置しています。

【構成委員】 学識経験者 関係団体等 事業者 区民 行政



第 2 章

区が実施する事業の取り組み状況

1 施策の体系

本計画で掲げた将来像を実現するため、「ひと」「暮らし」「まち」「しくみ」の4つの視点から、基本方針として「4つの柱」を整理しました。

この「4つの柱」を踏まえたうえで、区が実施する施策群に分類し、それぞれの施策群に対応した施策を体系づけました。

4つの柱	1 思いやりある『ひとづくり』 互いを理解し、 ころづかいができるひとを育みます			2 快適にすごせる『くらしづくり』 多様なサービスを提供し、 安心なくらしを実現します		
	(1) だれもが多様性を理解し配慮する	(2) 幼少期からユニバーサルデザインの理念に触れる	(3) だれもが互いにつながり支え合える	(1) だれもが安心して生活できる環境を充実させる	(2) だれもが暮らしやすい住宅を確保する	(3) だれもが使いやすい製品を普及させる
施策群	① ユニバーサルデザインの普及啓発 ② 多様な人々に対する理解の醸成 ③ ユニバーサルデザインを業務に活かせる職員の育成	① 児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進 ② 児童・生徒への国際理解教育の推進 ③ 学習環境におけるユニバーサルデザインの推進	① 多様な人々との連携・支援	① 多様な人々への移動支援 ② 多様な人々へのコミュニケーション支援 ③ 住宅の改良支援	① 住宅確保要配慮者への居住支援 ② ユニバーサルデザイン製品の開発支援 ③ ユニバーサルデザイン製品の周知啓発	① ユニバーサルデザイン製品の周知啓発 ② ユニバーサルデザイン製品の開発支援
施策	① ユニバーサルデザインの普及啓発 ② 多様な人々に対する理解の醸成 ③ ユニバーサルデザインを業務に活かせる職員の育成	① 児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進 ② 児童・生徒への国際理解教育の推進 ③ 学習環境におけるユニバーサルデザインの推進	① 多様な人々との連携・支援	① 多様な人々への移動支援 ② 多様な人々へのコミュニケーション支援 ③ 住宅の改良支援	① 住宅確保要配慮者への居住支援 ② ユニバーサルデザイン製品の開発支援 ③ ユニバーサルデザイン製品の周知啓発	① ユニバーサルデザイン製品の周知啓発 ② ユニバーサルデザイン製品の開発支援
各事業の掲載ページ	31 33 37	43 44 45	49	55 58 60	64 65 66	

街づくりの目標像

まちを創る
暮らせるまち 足立

3 便利に生活できる 『まちづくり』											4 みんなに役立つ 『しくみづくり』						
利用しやすい空間を整備し、 安全なまちづくりを進めます											多様な情報発信のしくみをつくり、 心豊かな共生社会を支えます						
(1) だれもが円滑に移動できる 環境を整備する			(2) だれもが利用しやすい 公共建築物等を整備する			(3) だれもが利用しやすい 屋外施設等を整備する			(4) だれもが利用しやすい施設等 の整備を誘導・支援する		(1) 参加しやすい開かれた 区政を運営する		(2) だれにでも伝わる 情報を作成・発信する		(3) 災害から身を守る 情報を提供する		
① 安全な道路環境の整備	② 歩行者空間の確保	③ 公共交通施設の整備・誘導・支援	① 公共建築物のユニバーサルデザインの推進	② 区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進	③ 区立保育園・こども園のユニバーサルデザインの推進	④ 区営住宅のユニバーサルデザインの推進	① 区立公園等のユニバーサルデザインの推進	② 公共自転車駐車場等のユニバーサルデザインの推進	③ イベント会場等のユニバーサルデザインの推進	① 国や都等が整備する公共施設等のユニバーサルデザインの誘導	② 民間建築物のユニバーサルデザインの誘導	① ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理	② 区民の意見を区政に反映させる体制の充実	① ユニバーサルデザインに配慮した情報に関する基準の運用	② わかりやすい表現による印刷物の作成	③ だれもが利用しやすい電子情報の作成	① 効果的な防災・災害情報等の提供
67	72	74	76	79	80	82	83	85	86	87	89	92	93	99	101	102	104

2 各施策に基づく事業の取り組み状況と今後の進め方

「第2章 1 施策の体系」において示した施策群や施策は、区や区民、事業者等がユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための指針となるものです。この施策群や施策に基づき区が実施するユニバーサルデザインに関する取り組みを、推進計画の事業集として位置づけました。

今般、推進計画の事業集に示した各事業について、中間年度（令和4年度）における取り組み状況を振り返り、計画どおりに実施できたか、あるいは計画を上回ったか下回ったか、変更（廃止）の必要性などを理由や課題を含めて検証しました。そして、今後の進め方を、推進計画の後期計画（令和6年度～7年度）として整理しました。

後期計画では、検証結果を踏まえ、必要に応じて各事業の概要・目的等の内容変更や事業廃止等を反映するとともに、進行管理に係る取り組みに対する指標（評価指標）の変更等も行いました。

取り組みに対する指標については、指標ごとに実績等を検証しました。その際、「活動指標」^{（※1）}と「成果指標」^{（※2）}に分けて整理し、活動指標のみの事業については、新たに成果指標を設定することを検討し、設定可能な事業については後期計画（令和6年度～7年度）に反映しました。

※1 活動指標：資源（人、金など）を投入して、どのような活動を行ったのか、どのようなサービスを提供したのかなど、実施した活動量・事業量を表す指標

※2 成果指標：行政活動の結果として、区民にもたらされた便益や実感など、どれだけの成果（効果・効用）がもたらされたかを表す指標

なお、後期計画では、前期計画の体系や構成を継続しつつ、各分野の計画において直近で行われた改定等を反映しています。引き続き、これらを重点的に進めるとともに、次期の計画改定に向けた事業の検証や見直しを各所管と進めていきます。

前期計画の取り組み状況と後期の進め方（新旧対照）

前期計画【R1～R4】

柱1 事業名	中間年度(R4)事業取り組み状況
1-(1)-① ユニバーサルデザインの普及啓発	
ユニバーサルデザイン講演会の開催	計画を一部変更して実施
ユニバーサルデザインに関するパンフレットの作成及び配布	計画どおり実施
1-(1)-② 多様な人々に対する理解の醸成	
人権問題に関する講演会等の実施	計画どおり実施
人権ポスターコンクールの実施	計画どおり実施
国際交流イベントの開催	計画を一部変更して実施
性の多様性に対する理解促進講座の実施	計画どおり実施
1-(1)-③ ユニバーサルデザインを業務に活かせる職員の育成	
人権問題への理解を深める職員研修事業の実施	計画を一部変更して実施
「カラーユニバーサルデザイン研修」の実施	計画どおり実施
「性の多様性」が認められる職場環境構築に向けた管理職研修の実施	他事業として実施
“伝わる”広報物を制作するための職場研修等の実施	計画どおり実施
ホームページ・SNSを利用した情報発信力強化	計画を一部変更して実施
ユニバーサルデザイン庁内推進委員会の実施	計画どおり実施
1-(2)-① 児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進	
ユニバーサルデザイン出張講座の実施	計画どおり実施
1-(2)-② 児童・生徒への国際理解教育の推進	
区立小中学校での国際理解教育の実施	計画どおり実施
1-(2)-③ 学習環境におけるユニバーサルデザインの推進	
「足立スタンダード」に基づく学習環境の整備	計画を一部変更して実施
区立小・中学校の教員を対象にした人権等に関する研修会の実施	計画を一部変更して実施
区立小・中学校への指導主事による学習環境の点検・指導	計画どおり実施
特別支援教育におけるICT活用	計画どおり実施
1-(3)-① 多様な人々との連携・支援	
日本語ボランティア教室の支援	計画を一部変更して実施
初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の実施	計画どおり実施
住民主体の活動を支援する生活支援コーディネーターの配置	計画どおり実施
認知症カフェの実施	計画どおり実施
障がい福祉に関連する研修・講演の実施、講師派遣	計画どおり実施

→ 中間検証【R5】

後期(R6-7)事業概要・目的	後期(R6-7)取り組み指標
一部変更	一部変更
継続	一部変更
継続	継続
一部変更	一部変更
継続	継続
廃止 (他事業統合)	—
継続	一部変更
継続	一部変更
一部変更	一部変更
継続	継続 (一部遡及修正あり)
一部変更	一部変更
一部変更	継続
一部変更	継続
継続	継続
継続	一部変更
一部変更	一部変更
一部変更	一部変更
継続	継続
継続	継続

→ 後期計画【R6～R7】

柱1 事業名	担当所管課	事業番号
1-(1)-① ユニバーサルデザインの普及啓発		
ユニバーサルデザイン講演会等の開催	ユニバーサルデザイン担当課	1-(1)-①-ア
ユニバーサルデザインに関するパンフレット等の配布	ユニバーサルデザイン担当課	1-(1)-①-イ
1-(1)-② 多様な人々に対する理解の醸成		
人権問題に関する講演会等の実施	総務課	1-(1)-②-ア
人権ポスターコンクールの実施	総務課	1-(1)-②-イ
国際交流イベントの開催	地域調整課	1-(1)-②-ウ
性の多様性に対する理解促進講座の実施	多様性社会推進課	1-(1)-②-エ
1-(1)-③ ユニバーサルデザインを業務に活かせる職員の育成		
人権問題への理解を深める職員研修事業の実施	人事課	1-(1)-③-ア
カラーユニバーサルデザイン研修の実施	総務課	1-(1)-③-イ
“伝わる”広報物を制作するための職場研修等の実施	シティプロモーション課	1-(1)-③-ウ
ホームページ・SNSを利用した情報発信力強化	報道広報課	1-(1)-③-エ
ユニバーサルデザイン庁内推進委員会等の実施	ユニバーサルデザイン担当課	1-(1)-③-オ
1-(2)-① 児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進		
ユニバーサルデザイン出張講座の実施	ユニバーサルデザイン担当課	1-(2)-①-ア
1-(2)-② 児童・生徒への国際理解教育の推進		
区立小中学校での国際理解教育の実施	地域調整課	1-(2)-②-ア
1-(2)-③ 学習環境におけるユニバーサルデザインの推進		
足立スタンダードに基づく学習環境の整備	教育指導課	1-(2)-③-ア
区立小・中学校の教員を対象にした人権等に関する研修会の実施	教育指導課	1-(2)-③-イ
区立小・中学校への指導主事による学習環境の点検・指導	教育指導課	1-(2)-③-ウ
特別支援教育におけるICT活用	支援管理課	1-(2)-③-エ
1-(3)-① 多様な人々との連携・支援		
日本語ボランティア教室の支援	地域調整課	1-(3)-①-ア
初級パラスポーツ指導員養成講習会の実施	スポーツ振興課	1-(3)-①-イ
住民主体の活動を支援する生活支援コーディネーターの活動	地域包括ケア推進課	1-(3)-①-ウ
認知症カフェの実施	地域包括ケア推進課	1-(3)-①-エ
障がい福祉に関連する研修・講演の実施、講師派遣	障がい福祉課	1-(3)-①-オ

前期計画の取り組み状況と後期の進め方（新旧対照）

前期計画【R1～R4】

柱2 事業名	中間年度(R4) 事業取り組み状況
2-(1)-① 多様な人々への移動支援	
シルバーカー購入費用の一部助成	計画どおり実施
障がい者への様々な移動手段の確保	計画を一部変更して実施
施設通所バスの運行	計画どおり実施
高齢者等が円滑に移動できるための交通手段の提供	計画どおり実施
2-(1)-② 多様な人々へのコミュニケーション支援	
外国人相談の充実	計画を一部変更して実施
聴覚障がい者に対するコミュニケーション手段の支援	計画どおり実施
2-(2)-① 住宅の改良支援	
高齢者に対する住宅改修費用の助成	計画どおり実施
要支援・要介護認定者の住環境の改善	計画どおり実施
重度障がい者向け住宅改良事業への支援	計画どおり実施
段差解消等の住宅改良助成制度	計画どおり実施
2-(2)-② 住宅確保要配慮者への居住支援	
住宅確保要配慮者に対する住宅支援事業	計画どおり実施
2-(3)-① ユニバーサルデザイン製品の周知啓発	
区内事業者のユニバーサルデザイン関連製品の普及の支援	計画を一部変更して実施
ユニバーサルデザイン製品の展示	計画を一部変更して実施
2-(3)-② ユニバーサルデザイン製品の開発支援	
区内事業者のユニバーサルデザイン関連製品づくりの促進	計画を一部変更して実施

→ 中間検証【R5】

後期(R6-7) 事業概要・目的	後期(R6-7) 取り組み指標
所管にて 独自に実施(※)	-
一部変更	一部変更
継続	一部変更
一部変更	一部変更
一部変更	一部変更
一部変更	一部変更
継続	継続
一部変更	継続
継続	継続
継続	継続
一部変更	一部変更
UDについて 他事業で実施	-
一部変更	一部変更
継続	一部変更

→ 後期計画【R6～R7】

柱2 事業名	担当所管課	事業番号
2-(1)-① 多様な人々への移動支援		
障がい者への様々な移動手段の確保	障がい福祉課	2-(1)-①-ア
施設通所バスの運行	障がい福祉センター	2-(1)-①-イ
高齢者等が円滑に移動できるための交通手段の提供	交通対策課	2-(1)-①-ウ
2-(1)-② 多様な人々へのコミュニケーション支援		
外国人相談の充実	地域調整課	2-(1)-②-ア
聴覚障がい者に対するコミュニケーション手段の支援	障がい福祉課	2-(1)-②-イ
2-(2)-① 住宅の改良支援		
高齢者に対する住宅改修費用の助成	高齢福祉課	2-(2)-①-ア
要支援・要介護認定者の住環境の改善	介護保険課	2-(2)-①-イ
重度障がい者向け住宅改良事業への支援	障がい福祉課	2-(2)-①-ウ
段差解消等の住宅改良助成制度	建築防災課	2-(2)-①-エ
2-(2)-② 住宅確保要配慮者への居住支援		
住宅確保要配慮者に対する住宅支援事業	住宅課	2-(2)-②-ア
2-(3)-① ユニバーサルデザイン製品の周知啓発		
ユニバーサルデザイン製品の啓発活動	ユニバーサルデザイン担当課	2-(3)-①-ア
2-(3)-② ユニバーサルデザイン製品の開発支援		
区内事業者のユニバーサルデザイン関連製品づくりの促進	産業振興課	2-(3)-②-ア

※ 中間検証の結果、本事業の目的と施策の成果（指標）との関連性が弱い場合、計画への位置づけはせず、担当所管にて独自に事業を実施します。

前期計画の取り組み状況と後期の進め方（新旧対照）

前期計画【R1～R4】

柱3 事業名	中間年度(R4) 事業取り組み状況
3-(1)-① 安全な道路環境の整備	
歩行者系案内サインに関する各種取組み	計画どおり実施
自転車ナビマークの整備	計画を一部変更して実施
歩車道のバリアフリー化工事	計画を一部変更して実施
都市計画道路の整備	計画を一部変更して実施
3-(1)-② 歩行者空間の確保	
駅前における放置自転車対策	計画どおり実施
歩行者が安心できる道路環境作り	計画どおり実施
3-(1)-③ 公共交通施設の整備・誘導・支援	
「足立区鉄道駅ホームドア等整備事業費補助要綱」の活用状況	計画どおり実施
「はるかぜ」バス停のベンチや点字ブロック等の整備	計画どおり実施
3-(2)-① 公共建築物のユニバーサルデザインの推進	
本庁舎施設の整備	計画を一部変更して実施
ユニバーサルデザインに配慮した公共建築物の整備	計画を一部変更して実施
住区センターの案内サインの整備	未実施（大規模改修なし）
大規模改修に伴う図書館内サイン、ピクトグラムの設置	計画どおり実施
3-(2)-② 区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進	
ユニバーサルデザインに配慮した学校施設の設計及び整備	計画どおり実施
3-(2)-③ 区立保育園・こども園のユニバーサルデザインの推進	
保育園利用者の利便性に配慮した施設改修等	計画を一部変更して実施
3-(2)-④ 区営住宅のユニバーサルデザインの推進	
区内における区営住宅の集約建替え	計画どおり実施
3-(3)-① 区立公園等のユニバーサルデザインの推進	
区立公園等のユニバーサルデザインの推進	計画を一部変更して実施
3-(3)-② 公共自転車駐車場等のユニバーサルデザインの推進	
公共自転車駐車場の整備	計画どおり実施
3-(3)-③ イベント会場等のユニバーサルデザインの推進	
イベントで使用するパネル等の作成や会場のレイアウト支援	計画どおり実施
3-(4)-① 国や都等が整備する公共施設等のユニバーサルデザインの誘導	
都立中川公園・都市計画道路（都施行）整備の検討	計画どおり実施
「公共施設等整備基準 事前協議」の実施	計画どおり実施
3-(4)-② 民間建築物のユニバーサルデザインの誘導	
ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備の促進	計画どおり実施
小規模事業者経営改善補助金の活用	計画どおり実施
大規模店舗等のユニバーサルデザインの推進	計画どおり実施

→ 中間検証【R5】

後期(R6-7) 事業概要・目的	後期(R6-7) 取り組み指標
継続	継続
継続	継続
継続	一部変更
継続	一部変更
継続	継続
一部変更	一部変更
継続	一部変更
継続	継続
継続	継続
計画によらず 随時実施	—
計画によらず 随時実施	—
継続	継続
一部変更	一部変更
継続	継続
変更 (新事業追加)	変更 (新事業追加)
一部修正	継続
継続	一部変更
継続	継続
継続	継続
継続	一部変更

→ 後期計画【R6～R7】

柱3 事業名	担当所管課	事業番号
3-(1)-① 安全な道路環境の整備		
歩行者系案内サインに関する各種取組み	都市建設課	3-(1)-①-ア
自転車ナビマークの整備	交通対策課	3-(1)-①-イ
歩車道のバリアフリー化工事	道路整備課	3-(1)-①-ウ
都市計画道路の整備	道路整備課	3-(1)-①-エ
3-(1)-② 歩行者空間の確保		
駅前における放置自転車対策	交通対策課	3-(1)-②-ア
道水路等の不法占用・不正使用の監察及び指導	道路公園管理課	3-(1)-②-イ
3-(1)-③ 公共交通施設の整備・誘導・支援		
鉄道駅ホームドア等整備事業費補助金の活用	都市建設課	3-(1)-③-ア
「はるかぜ」バス停のベンチや点字ブロック等の整備	交通対策課	3-(1)-③-イ
3-(2)-① 公共建築物のユニバーサルデザインの推進		
本庁舎施設の整備	中部地区建設課（庁舎管理課）	3-(2)-①-ア
ユニバーサルデザインに配慮した公共建築物の整備	中部・東部・西部地区建設課	3-(2)-①-イ
3-(2)-② 区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進		
ユニバーサルデザインに配慮した学校施設の設計及び整備	中部・東部・西部地区建設課	3-(2)-②-ア
3-(2)-③ 区立保育園・こども園のユニバーサルデザインの推進		
保育園利用者の利便性に配慮した施設改修等	子ども施設運営課	3-(2)-③-ア
3-(2)-④ 区営住宅のユニバーサルデザインの推進		
区内における区営住宅の集約建替え	住宅課・区営住宅更新担当課	3-(2)-④-ア
3-(3)-① 区立公園等のユニバーサルデザインの推進		
公園等の新設・改修工事の実施	パークイノベーション推進課	3-(3)-①-ア
公園改修後の利用者アンケート等の実施	パークイノベーション推進課	3-(3)-①-イ
3-(3)-② 公共自転車駐車場等のユニバーサルデザインの推進		
公共自転車駐車場の整備	交通対策課	3-(3)-②-ア
3-(3)-③ イベント会場等のユニバーサルデザインの推進		
イベントで使用するパネル等の作成や会場のレイアウト支援	シティプロモーション課	3-(3)-③-ア
3-(4)-① 国や都等が整備する公共施設等のユニバーサルデザインの誘導		
都立中川公園・都市計画道路（都施行）整備の検討	都市建設課	3-(4)-①-ア
「公共施設等整備基準 事前協議」の実施	都市建設課	3-(4)-①-イ
3-(4)-② 民間建築物のユニバーサルデザインの誘導		
ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備の促進	障がい福祉課	3-(4)-②-ア
小規模事業者経営改善補助金の活用	産業振興課	3-(4)-②-イ
大規模店舗等のユニバーサルデザインの推進	開発指導課	3-(4)-②-ウ

前期計画の取り組み状況と後期の進め方（新旧対照）

前期計画【R1～R4】

柱4 事業名	中間年度(R4) 事業取り組み状況
4-(1)-① ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理	
ユニバーサルデザイン推進会議の実施	計画を一部変更して実施
4-(1)-② 区民の意見を区政に反映させる体制の充実	
パブリックコメントの実施	計画どおり実施
審議会委員等の公募制の推進	計画どおり実施
審議会等の女性比率向上の取り組み	計画どおり実施
「区民の声」のサービスアップの取り組み	計画どおり実施
道路・公園・施設の点検	計画どおり実施
通学路の点検	計画どおり実施
4-(2)-① ユニバーサルデザインに配慮した情報に関する基準の運用	
外注印刷物作成報告書の確認	計画どおり実施
ウェブアクセシビリティに配慮した情報発信	計画どおり実施
4-(2)-② わかりやすい表現による印刷物の作成	
だれでも読みやすい「あだち広報」を作成し発信	計画どおり実施
4-(2)-③ だれでもが利用しやすい電子情報の作成	
だれでもが利用しやすいホームページの作成及びSNSの発信	計画どおり実施
区議会ホームページの更新	計画どおり実施
4-(3)-① 効果的な防災・災害情報等の提供	
Aメール・安心電話等による災害関連の情報発信	計画どおり実施
災害時に必要な情報の提供	計画どおり実施
洪水ハザードマップ等による水害情報の発信	計画を一部変更して実施

→ 中間検証【R5】

後期(R6-7) 事業概要・目的	後期(R6-7) 取り組み指標
継続	一部変更
継続	一部変更
一部変更	一部変更
継続	継続 (一部遡及 修正あり)
継続	継続
継続	一部変更
継続	一部変更
一部変更	継続
継続	一部変更
一部変更	継続
継続	一部変更
継続	継続
一部変更	一部変更
一部変更	一部変更
継続	一部変更

→ 後期計画【R6～R7】

柱4 事業名	担当所管課	事業番号
4-(1)-① ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理		
ユニバーサルデザイン推進会議における施策・事業の推進	ユニバーサルデザイン担当課	4-(1)-①-ア
4-(1)-② 区民の意見を区政に反映させる体制の充実		
パブリックコメントの実施	政策経営課	4-(1)-②-ア
審議会委員等の公募制の推進	政策経営課	4-(1)-②-イ
審議会等の女性比率向上の取り組み	多様性社会推進課	4-(1)-②-ウ
「区民の声」のサービスアップの取り組み	区民の声相談課	4-(1)-②-エ
道路・公園・施設の点検	ユニバーサルデザイン担当課	4-(1)-②-オ
通学路の点検	学務課	4-(1)-②-カ
4-(2)-① ユニバーサルデザインに配慮した情報に関する基準の運用		
外注印刷物作成報告書の確認	総務課	4-(2)-①-ア
ウェブアクセシビリティに配慮した情報発信	報道広報課	4-(2)-①-イ
4-(2)-② わかりやすい表現による印刷物の作成		
だれでも読みやすい「あだち広報」の作成及び発信	報道広報課	4-(2)-②-ア
4-(2)-③ だれでもが利用しやすい電子情報の作成		
だれでもが利用しやすいホームページの作成及びSNSの発信	報道広報課	4-(2)-③-ア
区議会ホームページの更新	区議会事務局	4-(2)-③-イ
4-(3)-① 効果的な防災・災害情報等の提供		
Aメール・LINE・あだち安心電話・あだち安心FAXによる情報発信	報道広報課	4-(3)-①-ア
災害時に必要な情報の提供	災害対策課	4-(3)-①-イ
洪水ハザードマップ等による水害情報の発信	都市建設課	4-(3)-①-ウ



第 3 章

後期実施計画
令和 6 年度～7 年度
(2024 年度～2025 年度)

1 区が実施する事業の実施計画一覧表

区が実施するユニバーサルデザインに関する取り組みを、基本方針「4つの柱」に基づく施策群及び施策・事業ごとに示します。

柱1 思いやりある『ひとづくり』			掲載 ページ
(1) だれもが多様性を理解し配慮する			
① ユニバーサルデザインの普及啓発			
1-(1)-①-ア	ユニバーサルデザイン講演会等の開催	ユニバーサルデザイン担当課	31
1-(1)-①-イ	ユニバーサルデザインに関するパンフレット等の配布	ユニバーサルデザイン担当課	32
② 多様な人々に対する理解の醸成			
1-(1)-②-ア	人権問題に関する講演会等の実施	総務課	33
1-(1)-②-イ	人権ポスターコンクールの実施	総務課	34
1-(1)-②-ウ	国際交流イベントの開催	地域調整課	35
1-(1)-②-エ	性の多様性に対する理解促進講座の実施	多様性社会推進課	36
③ ユニバーサルデザインを業務に活かせる職員の育成			
1-(1)-③-ア	人権問題への理解を深める職員研修事業の実施	人事課	37
1-(1)-③-イ	カラーユニバーサルデザイン研修の実施	総務課	38
1-(1)-③-ウ	“伝える” 広報物を制作するための職場研修等の実施	シティプロモーション課	40
1-(1)-③-エ	ホームページ・SNS を利用した情報発信力強化	報道広報課	41
1-(1)-③-オ	ユニバーサルデザイン庁内推進委員会等の実施	ユニバーサルデザイン担当課	42
(2) 幼少期からユニバーサルデザインの理念に触れる			
① 児童・生徒へのユニバーサルデザイン教育の推進			
1-(2)-①-ア	ユニバーサルデザイン出張講座の実施	ユニバーサルデザイン担当課	43
② 児童・生徒への国際理解教育の推進			
1-(2)-②-ア	区立小中学校での国際理解教育の実施	地域調整課	44
③ 学習環境におけるユニバーサルデザインの推進			
1-(2)-③-ア	足立スタンダードに基づく学習環境の整備	教育指導課	45
1-(2)-③-イ	区立小・中学校の教員を対象にした人権等に関する研修会の実施	教育指導課	46
1-(2)-③-ウ	区立小・中学校への指導主事による学習環境の点検・指導	教育指導課	47
1-(2)-③-エ	特別支援教育における ICT 活用	支援管理課	48

(柱1 続き)

(3) だれもが互いにつながり支え合える			
① 多様な人々との連携・支援			
1-(3)-①-ア	日本語ボランティア教室の支援	地域調整課	49
1-(3)-①-イ	初級パラスポーツ指導員養成講習会の実施	スポーツ振興課	51
1-(3)-①-ウ	住民主体の活動を支援する生活支援コーディネーターの活動	地域包括ケア推進課	52
1-(3)-①-エ	認知症カフェの実施	地域包括ケア推進課	53
1-(3)-①-オ	障がい福祉に関連する研修・講演の実施、講師派遣	障がい福祉課	54

柱2 快適にすごせる『くらしづくり』			掲載 ページ
(1) だれもが安心して生活できる環境を充実させる			
① 多様な人々への移動支援			
2-(1)-①-ア	障がい者への様々な移動手段の確保	障がい福祉課	55
2-(1)-①-イ	施設通所バスの運行	障がい福祉センター	56
2-(1)-①-ウ	高齢者等が円滑に移動できるための交通手段の提供	交通対策課	57
② 多様な人々へのコミュニケーション支援			
2-(1)-②-ア	外国人相談の充実	地域調整課	58
2-(1)-②-イ	聴覚障がい者に対するコミュニケーション手段の支援	障がい福祉課	59
(2) だれもが暮らしやすい住宅を確保する			
① 住宅の改良支援			
2-(2)-①-ア	高齢者に対する住宅改修費用の助成	高齢福祉課	60
2-(2)-①-イ	要支援・要介護認定者の住環境の改善	介護保険課	61
2-(2)-①-ウ	重度障がい者向け住宅改良事業への支援	障がい福祉課	62
2-(2)-①-エ	段差解消等の住宅改良助成制度	建築防災課	63
② 住宅確保要配慮者への居住支援			
2-(2)-②-ア	住宅確保要配慮者に対する住宅支援事業	住宅課	64
(3) だれもが使いやすい製品を普及させる			
① ユニバーサルデザイン製品の周知啓発			
2-(3)-①-ア	ユニバーサルデザイン製品の啓発活動	ユニバーサルデザイン担当課	65
② ユニバーサルデザイン製品の開発支援			
2-(3)-②-ア	区内事業者のユニバーサルデザイン関連製品づくりの促進	産業振興課	66

柱3 便利に生活できる『まちづくり』			掲載 ページ
(1) だれもが円滑に移動できる環境を整備する			
① 安全な道路環境の整備			
3-(1)-①-ア	歩行者系案内サインに関する各種取組み	都市建設課	67
3-(1)-①-イ	自転車ナビマークの整備	交通対策課	68
3-(1)-①-ウ	歩車道のバリアフリー化工事	道路整備課	69
3-(1)-①-エ	都市計画道路の整備	道路整備課	70
② 歩行者空間の確保			
3-(1)-②-ア	駅前における放置自転車対策	交通対策課	72
3-(1)-②-イ	道水路等の不法占用・不正使用の監察及び指導	道路公園管理課	73
③ 公共交通施設の整備・誘導・支援			
3-(1)-③-ア	鉄道駅ホームドア等整備事業費補助金の活用	都市建設課	74
3-(1)-③-イ	「はるかぜ」バス停のベンチや点字ブロック等の整備	交通対策課	75
(2) だれもが利用しやすい公共建築物等を整備する			
① 公共建築物のユニバーサルデザインの推進			
3-(2)-①-ア	本庁舎施設の整備	中部地区建設課 (庁舎管理課)	76
3-(2)-①-イ	ユニバーサルデザインに配慮した公共建築物の整備	中部・東部・西部 地区建設課	77
② 区立小・中学校のユニバーサルデザインの推進			
3-(2)-②-ア	ユニバーサルデザインに配慮した学校施設の設計及び整備	中部・東部・西部 地区建設課	79
③ 区立保育園・こども園のユニバーサルデザインの推進			
3-(2)-③-ア	保育園利用者の利便性に配慮した施設改修等	子ども施設運営課	80
④ 区営住宅のユニバーサルデザインの推進			
3-(2)-④-ア	区内における区営住宅の集約建替え	住宅課・区営住宅 更新担当課	82

(柱3 続き)

(3) だれもが利用しやすい屋外施設等を整備する			
① 区立公園等のユニバーサルデザインの推進			
3-(3)-①-ア	公園等の新設・改修工事の実施	パークイノベーション推進課	83
3-(3)-①-イ	公園改修後の利用者アンケート等の実施	パークイノベーション推進課	84
② 公共自転車駐車場等のユニバーサルデザインの推進			
3-(3)-②-ア	公共自転車駐車場の整備	交通対策課	85
③ イベント会場等のユニバーサルデザインの推進			
3-(3)-③-ア	イベントで使用するパネル等の作成や会場のレイアウト支援	シティプロモーション課	86
(4) だれもが利用しやすい施設等の整備を誘導・支援する			
① 国や都等が整備する公共施設等のユニバーサルデザインの誘導			
3-(4)-①-ア	都立中川公園・都市計画道路(都施行)整備の検討	都市建設課	87
3-(4)-①-イ	「公共施設等整備基準 事前協議」の実施	都市建設課	88
② 民間建築物のユニバーサルデザインの誘導			
3-(4)-②-ア	ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備の促進	障がい福祉課	89
3-(4)-②-イ	小規模事業者経営改善補助金の活用	産業振興課	90
3-(4)-②-ウ	大規模店舗等のユニバーサルデザインの推進	開発指導課	91

柱4 みんなに役立つ『しくみづくり』

掲載
ページ

(1) 参加しやすい開かれた区政を運営する			
① ユニバーサルデザイン推進計画の適切な進捗管理			
4-(1)-①-ア	ユニバーサルデザイン推進会議における施策・事業の推進	ユニバーサルデザイン担当課	92
② 区民の意見を区政に反映させる体制の充実			
4-(1)-②-ア	パブリックコメントの実施	政策経営課	93
4-(1)-②-イ	審議会委員等の公募制の推進	政策経営課	94
4-(1)-②-ウ	審議会等の女性比率向上の取り組み	多様性社会推進課	95
4-(1)-②-エ	「区民の声」のサービスアップの取り組み	区民の声相談課	96
4-(1)-②-オ	道路・公園・施設の点検	ユニバーサルデザイン担当課	97
4-(1)-②-カ	通学路の点検	学務課	98

(柱4 続き)

(2) だれにでも伝わる情報を作成・発信する			
① ユニバーサルデザインに配慮した情報に関する基準の運用			
4-(2)-①-ア	外注印刷物作成報告書の確認	総務課	99
4-(2)-①-イ	ウェブアクセシビリティに配慮した情報発信	報道広報課	100
② わかりやすい表現による印刷物の作成			
4-(2)-②-ア	だれでも読みやすい「あだち広報」の作成及び発信	報道広報課	101
③ だれもが利用しやすい電子情報の作成			
4-(2)-③-ア	だれもが利用しやすいホームページの作成及びSNSの発信	報道広報課	102
4-(2)-③-イ	区議会ホームページの更新	区議会事務局	103
(3) 災害から身を守る情報を提供する			
① 効果的な防災・災害情報等の提供			
4-(3)-①-ア	A-メール・LINE・あだち安心電話・あだち安心FAXによる情報発信	報道広報課	104
4-(3)-①-イ	災害時に必要な情報の提供	災害対策課	105
4-(3)-①-ウ	洪水ハザードマップ等による水害情報の発信	都市建設課	107

2 各施策に対応した事業の概要

区が実施するユニバーサルデザインに関する取り組みを、施策・事業ごとに示します。

今般の中間検証及び施策・事業の見直しにおいて、令和3年度に様式を変更した「評価報告書」に対応するように、推進計画の事業区分を整え、事業ごとに実施計画を整理し直しました。併せて、SDGs（持続可能な開発目標）に基づく取り組みとの関連性も示しました。

前期計画（施策ごと）

施策	1-(1)-①	ユニバーサルデザインの普及啓発	事業①②	
所管	ユニバーサルデザイン担当課			
内容・方法				
【目的】 様々な人にユニバーサルデザインの理念を広める。				
【事業概要】 ①区民、事業者、他自治体、区職員等、すべての人を対象にユニバーサルデザインに関する講演会を実施する。 ②ユニバーサルデザインに関するパンフレット等を作成し、配布する。				
				
【取り組みに対する指標】				
①開催回数 参加人数 アンケートにおいて「ユニバーサルデザインの理念の理解が深まった」と回答した参加者の割合				
②パンフレット等によるユニバーサルデザインの周知方法				
計画年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
年次計画	①1回/年 300人/年 80%	①1回/年 300人/年 80%	①1回/年 300人/年 80%	①1回/年 300人/年 80%
	②パンフレット作成	配布		
①過去の実績に基づき、設定した。 ②推進計画の改定に合わせて、パンフレットを作成し、講演会等で配布する。				

後期計画（事業ごと）

施策	1-(1)-①-ア	ユニバーサルデザインの普及啓発	事業①															
個別事業名：ユニバーサルデザイン講演会等の開催 (ユニバーサルデザイン担当課)																		
● SDGsが目指す目標及びターゲットとの関連																		
SDGsの目標 (番号/名称)	11 住み続けられるまちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.7 緑地や公共スペースへのアクセスを提供する															
● 施策に対する事業の概要																		
<table border="1"> <tr> <td>計画年度</td> <td>前期計画</td> <td>中間検証時</td> <td>後期計画</td> <td>後期計画</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取り組みに対する指標</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> <td>1回/年</td> </tr> </table>				計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		取り組みに対する指標	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画														
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度															
取り組みに対する指標	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年														
施策	1-(1)-①-イ	ユニバーサルデザインの普及啓発	事業②															
個別事業名：ユニバーサルデザインに関するパンフレット等の配布 (ユニバーサルデザイン担当課)																		
● SDGsが目指す目標及びターゲットとの関連																		
SDGsの目標 (番号/名称)	11 住み続けられるまちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.7 緑地や公共スペースへのアクセスを提供する。															
● 施策に対する事業の概要																		
<table border="1"> <tr> <td>計画年度</td> <td>前期計画</td> <td>中間検証時</td> <td>後期計画</td> <td>後期計画</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取り組みに対する指標</td> <td></td> <td>15か所/年 800部/年</td> <td>15か所/年 800部/年</td> <td>15か所/年 800部/年</td> </tr> </table>				計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		取り組みに対する指標		15か所/年 800部/年	15か所/年 800部/年	15か所/年 800部/年
計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画														
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度															
取り組みに対する指標		15か所/年 800部/年	15か所/年 800部/年	15か所/年 800部/年														
【目的】 様々な人にユニバーサルデザインの理念を広める。																		
【事業概要】 ユニバーサルデザインに関するパンフレット等を配布し、普及啓発する。 ※ ユニバーサルデザイン推進計画の次期改定時に、パンフレットをリニューアルする。																		
<table border="1"> <tr> <td>計画年度</td> <td>前期計画</td> <td>中間検証時</td> <td>後期計画</td> <td>後期計画</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取り組みに対する指標</td> <td></td> <td>15か所/年 800部/年</td> <td>15か所/年 800部/年</td> <td>15か所/年 800部/年</td> </tr> </table>				計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		取り組みに対する指標		15か所/年 800部/年	15か所/年 800部/年	15か所/年 800部/年
計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画														
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度															
取り組みに対する指標		15か所/年 800部/年	15か所/年 800部/年	15か所/年 800部/年														
(ア) (活動指標) 講演会(年)及び参加人数(年) (イ) (成果指標) アンケート等を実施した者の割合 ※学校、施設、事業所など (達成率)																		

<必要に応じて指標を変更>

個別事業名：ユニバーサルデザイン講演会等の開催
(ユニバーサルデザイン担当課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられるまちづくりを	ターゲット概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する
---------------------	----	---------------	--------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画						
【目的】						
<p>「心づかい」ができる区民があふれるまちを目指すため、心のユニバーサルデザインを啓発し、思いやりのある行動につなげる。</p> <p>※ ユニバーサルデザインのまちをつくるには、施設の整備と同時に、高齢者や障がい者などを含む全ての人々に対して、周りへの思いやりや気づかい、手伝いをする姿勢（心づかい）が重要である。</p>						
【事業概要】						
<p>区民等を対象にしたユニバーサルデザインに関連する講演会等を実施する。</p> <p>※ 令和5年度以降対象を、区職員を除く外部向け「区民等」に計画変更した。</p> <p>※ 区職員の啓発については、理念の啓発のために従来から実施している「ユニバーサルデザイン庁内推進委員会」の事業で行う。</p> <p>※ 本事業の成果指標については、「理解が深まった」と回答した割合から「行動していきたい」と回答した割合に変更する。</p>						
		計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
取り組みに対する指標						
(ア) 《活動指標》 講演会等の開催回数(回/年)及び区職員を除く一般参加者の参加人数(人/年)	計画		1回/年 300人/年	1回/年 100人/年	1回/年 100人/年	1回/年 100人/年
	実績		1回/年 44人/年			
	(達成率)		100% 14%			
(イ) 《成果指標》 アンケートにおいて「今後、心づかい、思いやり等を意識して行動していきたい」と回答した参加者の割合(%)	計画		80%	80%	80%	80%
	実績		83.7%			
	(達成率)		105%			

個別事業名：ユニバーサルデザインに関するパンフレット等の配布
(ユニバーサルデザイン担当課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する。
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	-----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
様々な人にユニバーサルデザインの理念を広める。					
【事業概要】					
ユニバーサルデザインに関するパンフレット等を配布し、普及啓発する。 ※ ユニバーサルデザイン推進計画の次期改定時に、パンフレットをリニューアルする。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 パンフレットを配布した 個所数(か所/年)及び 部数(部/年) ※学校、施設、事業所など	計画	—	15か所/年 800部/年	15か所/年 800部/年	15か所/年 800部/年
	実績	—			
	(達成率)	—			

個別事業名：人権問題に関する講演会等の実施
(総務課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	10	人や国の不平等をなくそう	ターゲット概要 (番号/名称)	10.2	すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する。 機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
				10.3	

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 人権に関わる団体等と連携しながら人権尊重意識を普及啓発し、すべての人の人権が尊重され、偏見や差別のない社会の実現を目指す。					
【事業概要】 人権問題について区民の理解と認識を一層深めることを目的として、人権問題に関する講演会等を実施する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 講演会等の開催回数(回/年)及び参加人数(人/年)	計画	4回/年 530人	5回/年 550人/年	5回/年 550人/年	5回/年 550人/年
	実績	5回/年 566人			
	(達成率)	125% 106%			
(イ) 《成果指標》 講演会等のアンケートにおいて「理解が深まった」と回答した参加者の割合(%)	計画	95%	95%	95%	95%
	実績	95%			
	(達成率)	100%			

個別事業名：人権ポスターコンクールの実施
(総務課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	10	人や国の不平等をなくそう	ターゲット概要 (番号/名称)	10.2	すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する。 機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
				10.3	

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 児童生徒が、人権の大切さを認識し、豊かな人権感覚を身につけることで、互いを理解しこころづかいができる人を育てる。					
【事業概要】 区立小・中学校に在籍している児童・生徒を対象とした「人権ポスターコンクール」を実施する。					
計画年度		前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
取り組みに対する指標					
(ア) 《活動指標》 人権ポスターコンクール実施における周知等の回数(回/年)	計画	—	3回/年	3回/年	3回/年
	実績	—			
	(達成率)	—			
(イ) 《成果指標》 人権ポスターコンクールの応募点数(点/年)	計画	700点	700点	700点	700点
	実績	660点			
	(達成率)	94%			

個別事業名：国際交流イベントの開催
(地域調整課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	10	人や国の不平等をなくそう	ターゲット概要 (番号/名称)	10.2	すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する
---------------------	----	--------------	--------------------	------	---------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
外国人と日本人が共に地域の担い手として暮らし、文化の違いを認め合う共生社会を目指し、外国料理や民芸雑貨、歌や踊りを通じて異文化に触れ、交流を深めるイベントを行う。					
【事業概要】					
外国の文化に親しみ、多言語による防災啓発等を行う国際交流イベントを開催する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 国際交流イベント(※) の来場者数(人/年)	計画	12,000人/年	3,780人/年	12,000人/年	12,000人/年
	実績	39人/年			
	(達成率)	1%未満			
(イ) 《活動指標》 国際交流イベント(※) で紹介された国の数(国 と地域)	計画	20の国 と地域	1つの国 と地域	20の国 と地域	20の国 と地域
	実績	1つの国 と地域 (ウクライナ)			
	(達成率)	5%			

※ あだち国際まつり(またはそれに代わるイベント)、ウクライナ避難民支援イベント。
例年実施しているあだち国際まつりは、会場(公園)が使用困難であるため、代替企画により交流を深めることも検討している。

個別事業名：性の多様性に対する理解促進講座の実施
(多様性社会推進課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	10	人や国の不平等をなくそう	ターゲット概要 (番号/名称)	10.2	すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する
---------------------	----	--------------	--------------------	------	---------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 LGBTをはじめとする性的指向や性自認に関して、悩みや困難を抱える人たちへの理解が進展する社会を醸成する。					
【事業概要】 区民を対象に、LGBTをはじめとする性的指向や性自認に関して、悩みや困難を抱える人たちへの理解が進展する啓発講座を行う。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(ア) 《活動指標》 性の多様性に対する理解促進講座の開催回数(回/年)及び参加人数(人/年)	計画	2回/年 40人/年	2回/年 40人/年	2回/年 40人/年	2回/年 40人/年
	実績	2回/年 40人/年			
	(達成率)	100% 100%			
(イ) 《成果指標》 性の多様性に対する理解促進講座のアンケートにおいて「理解が深まった」と回答した参加者の割合(%) (令和5年度までは満足度、令和6年度から理解度)	計画	80%	80%	80%	80%
	実績	93%			
	(達成率)	116%			

個別事業名：人権問題への理解を深める職員研修事業の実施
(人事課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	10	人や国の不平等をなくそう	ターゲット概要 (番号/名称)	10.2	すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する
---------------------	----	--------------	--------------------	------	---------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 高齢者、障がい者や外国籍の方など、自分とは違う立場の方を理解し、サポートするためのマインドやスキルを身に付けた職員を育成する。					
【事業概要】 自分とは違う立場の方を理解し、サポートするための職員研修を行う					
計画年度		前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
取り組みに対する指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 職員研修の開催回数(回/年)及び参加人数(人/年)	目標	3回/年 45人/年	2回/年 800人/年	2回/年 800人/年	2回/年 800人/年
	結果	1回/年 988人/年			
	※ 職員研修は4年で全員が受講する計画 (達成率)	33% 2196%			
(イ) 研修会等のアンケートにおいて「効果が得られた」と回答した参加者の割合(%)	目標	80%	80%	80%	80%
	結果	99%			
	(達成率)	123%			

個別事業名：カラーユニバーサルデザイン研修の実施
(総務課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	16	平和と公正をすべての人に	ターゲット 概要 (番号/名称)	16.6	透明性の高い公共機関を発展させる
---------------------	----	--------------	------------------------	------	------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 ユニバーサルデザインに配慮できる職員を育成する。					
【事業概要】 印刷物等の配色チェックを行えるCUD検証員を育成するために、外部講師による実技研修を実施する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
(ア) 《活動指標》 CUD検証員研修の開催回数(回/年)及び参加人数(※1)(人/年)	計画	1回/年 30人/年	1回/年 30人/年	1回/年 30人/年	1回/年 30人/年
	実績	1回/年 29人/年			
	(達成率)	100% 96%			
(イ) 《成果指標》 CUD検証員研修のアンケートで「配色について理解し、仕事に活用できる」と回答した参加者の割合(%)	計画	80%	80%	80%	80%
	実績	93%			
	(達成率)	116%			

(ウ) 《活動指標》 その他研修(※2)でC UDの周知及び周知人数 (人/年)	計画	2回/年 70人/年	2回/年 70人/年	2回/年 70人/年	2回/年 70人/年
	実績	3回/年 72人/年			
	(達成率)	150% 103%			
(エ) 《成果指標》 他のUD研修のアンケート で「UDの考え方につ いて理解した」と回答し た参加者の割合(%)	計画	80%	80%	80%	80%
	実績	100%			
	(達成率)	125%			

※1 各部1～2名の、印刷物を作成する職員をターゲットとしている

※2 文書管理基礎研修

個別事業名：“伝わる” 広報物を制作するための職場研修等の実施
(シティプロモーション課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	16	平和と公正をすべての人に	ターゲット 概要 (番号/名称)	16.6	透明性の高い公共機関を発展させる。
---------------------	----	--------------	------------------------	------	-------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画

【目的】
ユニバーサルデザインに配慮した印刷物を作成できる職員を育成する。

【事業概要】
ユニバーサルデザインの要素も加味した“伝わる” 広報物に関する研修を実施する。
印刷物の作成に関する相談の際、ユニバーサルデザインの視点も含めアドバイスを実施する。

取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 開催回数 (回/年) 参加人数 (人/年)	計画	4回/年 70人/年	4回/年 140人/年	4回/年 140人/年	4回/年 140人/年
	実績	4回/年 119人/年			
	(達成率)	170%			
(イ) 《活動指標》 相談・アドバイスに対応した割合 (%)	計画	100%	100%	100%	100%
	実績	100%			
	(達成率)	100%			
(ウ) 《活動指標》 相談を受けアドバイスした件数 (件)	計画	400件	450件	450件	450件
	実績	440件			
	(達成率)	110%			

個別事業名：ホームページ・SNS を利用した情報発信力強化
(報道広報課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	16	平和と公正を すべての人に	ターゲット 概要 (番号/名称)	16.6	透明性の高い公共機関を発展 させる。
---------------------	----	------------------	------------------------	------	-----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
だれもがわかりやすいホームページの作成及びSNS発信を行える職員を育成する。					
【事業概要】					
ウェブ特有の「読みやすい・伝わりやすい文章」の書き方についての研修を行う。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 職員研修等の開催回数 (回/年) 及び参加人数 (人/年)	計画	2回/年 180人/年	2回/年 180人/年	2回/年 180人/年	2回/年 180人/年
	実績	12回/年 364人/年			
	(達成率)	600% 202%			
(イ) 《成果指標》 足立区公式ホームページ 全体の閲覧数(件) (1年間の閲覧数合計)	計画	50,000,000	50,000,000	57,000,000	60,000,000
	実績	60,139,240 (R4.4月 -R5.3月)			
	(達成率)	120%			
(ウ) SNS(X(旧Twitter) とFacebook)のフォロ ワー数(年度末時点)	計画	45,000	46,000	47,000	48,000
	実績	45,376			
	(達成率)	100.8%			

個別事業名：ユニバーサルデザイン庁内推進委員会等の実施
(ユニバーサルデザイン担当課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
職員がユニバーサルデザインの理念を理解し、区民に対しこころづかいができる職員を育成する。					
【事業概要】					
要綱に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに係る人材育成を図るため設置（開催）することを目的として各部・局・室から推薦されたユニバーサルデザイン庁内推進委員を対象に、「ユニバーサルデザイン庁内推進委員会」等を実施する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 委員会等の開催回数 (回/年)	計画	4回/年	3回/年	3回/年	3回/年
	実績	2回/年			
	(達成率)	50%			
(イ) 《成果指標》 委員会等のアンケートにおいて「今後の業務で活かしていく」と回答した参加者の割合 (%)	計画	80%	80%	80%	80%
	実績	93%			
	(達成率)	116%			

個別事業名：ユニバーサルデザイン出張講座の実施
(ユニバーサルデザイン担当課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
子どもからユニバーサルデザインの理解を深める。					
【事業概要】					
区立小学校の児童を対象に、ユニバーサルデザインに関する出張講座を実施する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 出張講座の実施校数(※) (校/年)	計画	10校/年	10校/年	10校/年	10校/年
	実績	8校/年			
	(達成率)	80%			
(イ) 《成果指標》 出張講座のアンケートに おいて「心づかいをして いきたい」と回答した児 童・生徒の割合(%)	計画	90%	90%	90%	90%
	実績	92.9%			
	(達成率)	102%			

※ 6年間で小学校67校(平均11校)を想定

個別事業名：区立小中学校での国際理解教育の実施
(地域調整課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	10	人や国の不平等をなくそう	ターゲット 概要 (番号/名称)	10.3	機会均等を確保し、成果の不平等を是正する
---------------------	----	--------------	------------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
国籍や民族の文化的な違いがあることを理解してもらうことで、将来、互いの文化を認め合い尊重できる人となるための心構えを養成する。					
【事業概要】					
区立小・中学校へ文化交流ボランティア及び JICA（国際協力機構）・JOCA（青年海外協力協会）による臨時講師を派遣し、外国の文化や国際貢献活動を紹介する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 臨時講師による講座の実施数(※)(回/年)及び受講人数(人/年)	計画	30 講座/年 —	50 講座/年 3,000 人/年	50 講座/年 3,000 人/年	50 講座/年 3,000 人/年
	実績	31 講座/年 1,861 人/年			
	(達成率)	103% —			
(イ) 《成果指標》 出前講座のアンケートにおいて「外国には様々な文化や違いがあることを理解した」と回答した児童・生徒の割合(%)	計画	—	—	75%	75%
	実績	—			
	(達成率)	—			

※ 毎年11校程度に実施し、約9年で全校に実施できる計算となり、小学校入学から中学校卒業までの9年間で1回は各校に対し実施します。

個別事業名：足立スタンダードに基づく学習環境の整備
(教育指導課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	4	質の高い教育を みんなに	ターゲット 概要 (番号/名称)	4.7	教育を通して持続可能な開発 に必要な知識・技能を得られ ようにする
---------------------	---	-----------------	------------------------	-----	---

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 「誰もが分かる授業の実現」を目指し、区立小・中学校における教員の指導力・授業力の向上を図る。					
【事業概要】 区立小・中学校の教員を対象に、「足立スタンダード（※1）」に基づき、研修を実施する。 ※1 足立スタンダード：誰もがわかる授業の実現を目指した、「めあてを明確にし、考えて、伝え合い、まとめて、書く授業」を基本とし、プリントやドリルを繰り返し行うだけの授業ではなく、課題を解決する学習過程、ノートづくり及び板書計画を重視した授業。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 足立スタンダード研修の 開催回数(回/年)及び 参加人数(※2)(人/年)	計画	20回/年 300人/年	20回/年 300人/年	20回/年 300人/年	20回/年 300人/年
	実績	19回/年 197人/年			
	(達成率)	95% 65%			
(イ) 《成果指標》 研修のアンケートで「足 立スタンダードに基づい た授業づくりへの意識が 高まった」と回答した参 加者の割合(%)	計画	90%	90%	90%	90%
	実績	97%			
	(達成率)	107%			

※2 主に1年次（初任者）の教員を含む若手の教員が対象

個別事業名：区立小・中学校の教員を対象にした人権等に関する研修会の実施（教育指導課）

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	4	質の高い教育を みんなに	ターゲット 概要 (番号/名称)	4.7	教育を通して持続可能な開発に 必要な知識・技能を得られるよ うにする
---------------------	---	-----------------	------------------------	-----	--

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
ユニバーサルデザインを身近に感じられるような学習環境を整える。					
「人権感覚」と「知的理解」を基盤として、育てたい資質・能力を明確にした授業づくりにつ いて理解を深め、人権問題の解決に向かう実践力を身につける。					
【事業概要】					
区立小・中学校の教員を対象に、人権等に関する研修会を実施する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 人権等に関する研修の開 催回数(回/年)及び参加 人数(人/年)	計画	3回/年 312人/年	4回/年 408人/年	3回/年 306人/年	3/年 306人/年
	実績	4回/年 409人/年			
	(達成率)	131.1%			
(イ) 《成果指標》 研修アンケートにおいて 「学校での実践に活用で きる」と回答した参加者 の割合(%)	計画	85%	85%	85%	85%
	実績	98.3%			
	(達成率)	115.6%			

個別事業名：区立小・中学校への指導主事による学習環境の点検・指導（教育指導課）

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	4	質の高い教育を みんなに	ターゲット 概要 (番号/名称)	4.a	安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供する
---------------------	---	-----------------	------------------------	-----	---------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画						
【目的】 ユニバーサルデザインを身近に感じられるような学習環境を整える。						
【事業概要】 だれにでも使いやすく、授業に集中しやすい教室等の環境が整備されているか、区立小・中学校へ指導主事が訪問し、点検・指導を行う。						
取り組みに対する指標		計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
(ア) 《活動指標》 指導主事による点検校数 (校/年)	計画		102 校/年	102 校/年	102 校/年	102 校/年
	実績		102 校/年			
	(達成率)		100%			

個別事業名：特別支援教育における ICT 活用
(支援管理課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	4	質の高い教育を みんなに	ターゲット 概要 (番号/名称)	4.3	高等教育に平等にアクセスできる ようにする
---------------------	---	-----------------	------------------------	-----	--------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
特別支援学級にユニバーサルデザインの視点を取り入れ、障がいのある児童・生徒の個に応じた分かりやすい授業づくりを推進し、学習意欲や集中力及び自己肯定感の向上を目指す。					
【事業概要】					
区主催による「学校教育におけるユニバーサルデザイン」研修で、ICT関連機器の活用について取り扱うとともに、研修受講を特別支援学級の教員に促していく。					
教員用タブレット端末や大型提示装置を使用して、写真や文字の視覚提示等による分かりやすい授業を実施する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 区内小学校の特別支援教育担当教職員を対象としたUDに関する研修の人数(人)	計画	116人	120人	120人	120人
	実績	178人			
	(達成率)	153.4%			
(イ) 《活動指標》 週2回以上タブレットを使用した特別支援学級の割合(%)	計画	40%	40%	40%	50%
	実績	45%			
	(達成率)	113%			
(ウ) 《成果指標》 UD研修「自己の資質向上に役立った」と回答した割合(%)	計画	70%以上	80%以上	80%以上	80%以上
	実績	90%			
	(達成率)	129%			

個別事業名：日本語ボランティア教室の支援
(地域調整課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	10	人や国の不平等をなくそう	ターゲット概要 (番号/名称)	10.2	すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する
---------------------	----	--------------	--------------------	------	---------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
日本語ボランティア教室を支援することで、外国にルーツを持つ区民が安心して生活するための基本的な日本語習得の機会を充実させる。					
【事業概要】					
区民等を対象にした新規ボランティアスタッフの養成のための講座と、既存ボランティアスタッフを対象とした能力向上のための講座を開講する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 各日本語教室で活動する新規ボランティアスタッフ養成のための講座開催回数(回/年)及び参加人数(人/年)	計画	1回/年 20人/年	1回/年 40人/年	1回/年 40人/年	1回/年 40人/年
	実績	1回/年 20人/年			
	(達成率)	100% 100%			
(イ) 《成果指標》 養成講座受講者のうち講座終了後ボランティアスタッフとして活動を開始した人数(人/年)	計画	—	20人/年	20人/年	20人/年
	実績	—			
	(達成率)	—			
(ウ) 《活動指標》 既存ボランティアスタッフの能力向上のための講座の開催回数(回/年)及び参加人数(人/年)	計画	1回/年 40人/年	1回/年 40人/年	1回/年 40人/年	1回/年 40人/年
	実績	1回/年 20人/年			
	(達成率)	100% 50%			

(工) 《成果指標》 日本語ボランティア教室 に参加した外国人の人数 (人/年)	計画	—	300 人/年	300 人/年	300 人/年
	実績	190 人/年			
	(達成率)	—			

個別事業名：初級パラスポーツ指導員養成講習会の実施
(スポーツ振興課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	10	人や国の不平等をなくそう	ターゲット概要 (番号/名称)	10.2	すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する
---------------------	----	--------------	--------------------	------	---------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 障がいの有無にかかわらずスポーツを楽しむ社会の実現に向けて、障がい者のスポーツへの取り組みを支える人材を育成する。					
【事業概要】 障がいごとに必要な配慮や、障がい者を取り巻くスポーツ環境など、障がい者がスポーツに取り組むことをサポートするうえで基礎的な知識を習得することができるよう、「初級パラスポーツ指導員（日本パラスポーツ協会公認資格）の養成講習会」を実施する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 スポーツ指導員の養成講習回数(回/年)及び修了者数(人/年)	計画	1回/年 20人	1回/年 20人	1回/年 20人	1回/年 20人
	実績	1回/年 28人			
	(達成率)	100% 140%			
(イ) 《成果指標》 研修アンケートにおいて「障がい者スポーツを支える活動にかかわりたい」と回答した参加者の割合(%)	計画	80%	80%	80%	80%
	実績	100%			
	(達成率)	125%			

個別事業名：住民主体の活動を支援する生活支援コーディネーターの活動（地域包括ケア推進課）

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられるまちづくりを	ターゲット概要 (番号/名称)	11	※高齢者が住み慣れた地域でいづまでも暮らしていけることを目指す。
---------------------	----	---------------	--------------------	----	----------------------------------

※ターゲット概要は重点プロジェクト事業にあわせて記載。

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 高齢者が安心して過ごせる居場所づくりを進める。					
【事業概要】 住民主体の活動を支援する生活支援コーディネーターを中心とした、住民参画型の協議体を開催する。 ※ 生活支援コーディネーターの配置は令和2年度に達成しており、増減の動きがないため、住民参画型の協議体開催回数を活動指標に設定する。 ※ 絆のあんしんネットワーク連絡会（二層協議体）は、住民主体の参画型を目指すため、住民の参加者数を成果指標に設定する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 絆のあんしんネットワーク連絡会（二層協議体）開催数（回/年）	計画	100回/年	100回/年	100回/年	100回/年
	実績	100回/年			
	(達成率)	100%			
(イ) 《成果指標》 絆のあんしんネットワーク連絡会（二層協議体）における住民参加者数（人/年）	計画	1000人/年	1000人/年	1000人/年	1000人/年
	実績	1000人/年			
	(達成率)	100%			

個別事業名：認知症カフェの実施
(地域包括ケア推進課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.3	参加型・包括的・持続可能な人 間居住計画・管理能力を強化す る
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	---------------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 高齢者が安心して過ごせる居場所づくりを進める。					
【事業概要】 認知症カフェを実施する。					
	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
取り組みに対する指標					
(ア) 《活動指標》 認知症カフェの実施回数 (回/年) 及び参加人数 (人/年)	計画	300 回/年 3000 人/年	300 回/年 3200 人/年	300 回/年 3400 人/年	300 回/年 3600 人/年
	実績	312 回/年 2996 人/年			
	(達成率)	104% 99.8%			

個別事業名：障がい福祉に関連する研修・講演の実施、講師派遣
(障がい福祉課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	10	人や国の不平等をなくそう	ターゲット 概要 (番号/名称)	10.2	すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する
---------------------	----	--------------	------------------------	------	---------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
障がいに対する一般区民の理解を深めるための、啓発事業を推進する。					
【事業概要】					
一般区民、ボランティア団体等を対象に、また家族会、事業所、学校等で、障がい福祉に関連する研修・講演を実施または講師として協力する。					
計画年度		前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
取り組みに対する指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 障がい福祉に関連する研修等の実施回数(回/年)	計画	20回/年	20回/年	20回/年	20回/年
	実績	15回/年			
	(達成率)	75%			

個別事業名：障がい者への様々な移動手段の確保
(障がい福祉課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	10	人や国の不平等をなくそう	ターゲット概要 (番号/名称)	10.4	政策により、平等の拡大を達成する
---------------------	----	--------------	--------------------	------	------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
障がい者が円滑に移動できるようにサービスを提供する。					
【事業概要】					
1 ガイドヘルパーを派遣する。					
2 タクシー料金及び自動車燃料費の支払いに利用できる助成券を交付する。					
3 第1種普通自動車運転免許を取得する際の教習費用を助成する。					
4 車両の操行装置及び駆動装置の改造に要する費用の一部を助成する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 ガイドヘルパーの派遣人数 (人/年)	計画	10,960 人/年	10,000 人/年	10,000 人/年	10,000 人/年
	実績	8,808 人/年			
	(達成率)	80%			
(イ) 《活動指標》 「福祉タクシー・自動車燃料助成券」及び「福祉自動車燃料助成券」の交付件数 (件/年)	計画	12,800 件/年	12,000 件/年	12,000 件/年	12,000 件/年
	実績	11,609 件/年			
	(達成率)	91%			
(ウ) 《活動指標》 第1種普通自動車運転教習費用の一部の助成件数 (件/年)	計画	9 件/年	9 件/年	10 件/年	10 件/年
	実績	9 件/年			
	(達成率)	100%			
(エ) 《活動指標》 車両の操行装置及び駆動装置の改造に要する費用の一部の助成件数 (件/年)	計画	10 件/年	10 件/年	10 件/年	10 件/年
	実績	3 件/年			
	(達成率)	30%			

個別事業名：施設通所バスの運行
(障がい福祉センター)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.2	交通の安全性改善により、持 続可能な輸送システムへのア クセスを提供する
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	--

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
障がい者が円滑に移動できるようにサービスを提供する。					
【事業概要】					
施設への自主通所が困難な障がい者に対し、通所するための移動手段を確保するため、通所バス(※)を運行し、当該施設への円滑な利用を図る。					
※ 毎年度、利用希望者は、利用開始前に登録書を提出した上で乗車している。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 通所バスの登録者数(人/年)	計画	666人/年	700人/年	715人/年	730人/年
	実績	689人/年			
	(達成率)	103%			
(イ) 《成果指標》 通所バス利用申込者の受入率 (登録者数/申込者数)	計画	—	—	100%	100%
	実績	100%	100%		
	(達成率)	100%			

個別事業名：高齢者等が円滑に移動できるための交通手段の提供
(交通対策課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.2	交通の安全性改善により、持続 可能な輸送システムのアクセ スを提供する
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	---

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 高齢者等が円滑に移動できるための交通手段を提供する。					
【事業概要】 交通不便地域への乗合タクシー等バス以外の交通手段の導入を行う。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(ア) 《活動指標》 バス以外の交通手段導入 検討の進捗状況	計画	運行計画 (作成)	運行計画 (作成)	検証運行 検証	本格運行
	実績	需要確認			
	(達成率)	80%			

個別事業名：外国人相談の充実
(地域調整課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	10	人や国の不平等をなくそう	ターゲット概要 (番号/名称)	10.2	すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する
---------------------	----	--------------	--------------------	------	---------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
日本語による会話等が十分でない区民に対し、区役所の行政手続きについて支援を行う。					
【事業概要】					
外国人相談員（英語、中国語、韓国語）や通訳ボランティアによる相談や通訳支援を実施する。通訳タブレットの活用を推進する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア)《活動指標》 外国人相談の相談件数 (件/年)	計画	2,700 件/年	2,400 件/年	2,400 件/年	2,400 件/年
	実績	2,324 件/年			
	(達成率)	86.1%			
(イ)《活動指標》 通訳タブレットの 利用件数 (件/年)	計画	—	13,000 件/年	13,000 件/年	13,000 件/年
	実績	12,866 件/年			
	(達成率)	—			
(ウ)《成果指標》 外国人相談を利用し、ア ンケートに回答した利用 者が満足した割合 (%)	計画	—	—	90%	90%
	実績	—			
	(達成率)	—			

個別事業名：聴覚障がい者に対するコミュニケーション手段の支援
(障がい福祉課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	10	人や国の不平等 をなくそう	ターゲット 概要 (番号/名称)	10.2	すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する
---------------------	----	------------------	------------------------	------	---------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
障がい者が円滑にコミュニケーションできるようにサービスを提供する。					
【事業概要】					
1 身体障害者手帳をお持ちの方の就労や日常生活を容易にするため、補装具として補聴器を購入・修理するための費用を支給する。					
2 携帯型難聴用磁気ループ(※)の貸出を行う。 ※ 磁気ループ：会議や講演会などの場で、難聴者の聞こえを支援する設備。ループアンテナ内で誘導磁界を発生させることで、音声磁場をつくり、専用の機器や補聴器等に直接音声を届けることができる。					
3 聴覚障がい者が手話通訳や要約筆記者を必要とする場合、手話通訳者または要約筆記者を派遣する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 補聴器購入・修理のための 費用の支給件数 (件/年)	計画	600 件/年	600 件/年	600 件/年	600 件/年
	実績	566 件/年			
	(達成率)	94.3%			
(イ) 《活動指標》 磁気ループの貸出件数 (件/年)	計画	10 件/年	10 件/年	10 件/年	10 件/年
	実績	10 件/年			
	(達成率)	100%			
(ウ) 《活動指標》 手話通訳者または要約筆 記者の派遣件数 (件/年)	計画	2350 件/年	2400 件/年	2450 件/年	2450 件/年
	実績	2041 件/年			
	(達成率)	86.9%			

個別事業名：高齢者に対する住宅改修費用の助成
(高齢福祉課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	3	すべての人に健康と福祉を 住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	3 (目標直結)	あらゆる年齢の人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 包括的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	11			11 (目標直結)	

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 だれもが暮らしやすい住宅に居住することを支援する。					
【事業概要】 介護保険で「非該当」と判定された方に、在宅生活が継続できるように便器の洋式化、手すりの設置、段差解消等を行う場合、工事費の一部を助成する。 介護保険で「要支援」または「要介護」と認定された方について、介護保険での住宅改修を一定の額以上使用している方に浴槽の取り替えもしくは便器の洋式化の工事を行う場合、車いす用の流しもしくは洗面台への取り替え工事を行う場合または階段昇降機の設置工事を行う場合、工事費の一部を助成する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 介護保険非該当の住宅改修助成件 (件/年)	計画	42 件/年	50 件/年	50 件/年	50 件/年
	実績	47 件/年			
	(達成率)	112%			
(イ) 《活動指標》 介護認定で要支援・要介護の設備改修助成件数 (件/年)	計画	92 件/年	70 件/年	70 件/年	70 件/年
	実績	62 件/年			
	(達成率)	67%			

個別事業名：要支援・要介護認定者の住環境の改善
(介護保険課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.1	住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	-------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画						
【目的】						
だれもが暮らしやすい住宅に居住することを支援する。						
【事業概要】						
介護保険で「要支援」または「要介護」と認定された方に、在宅生活が継続できるように浴槽の取り換え、便器の洋式化、手すりの設置、段差解消等を行う場合、工事費の一部を助成する。						
		計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
取り組みに対する指標			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 介護認定で要支援・要介護 の住宅改修助成件数 (件/年)	計画		2,140 件/年	2,140 件/年	2,140 件/年	2,140 件/年
	実績		1,874 件/年			
	(達成率)		88%			

個別事業名：重度障がい者向け住宅改良事業への支援
(障がい福祉課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.1	住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	-------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
だれもが暮らしやすい住宅に居住することを支援する。					
【事業概要】					
在宅の重度身体障がい者に対して、居住する自宅家屋の玄関等、住宅設備の改善に要する費用の一部を助成する。					
計画年度		前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
取り組みに対する指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 在宅の重度身体障がい者 に対する助成件数 (件/年)	計画	30件/年	30件/年	30件/年	30件/年
	実績	30件/年			
	(達成率)	100%			

個別事業名：段差解消等の住宅改良助成制度
(建築防災課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.1	住宅や基本的サービスへのア クセスを確保し、スラムを改善 する
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	---------------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 だれもが暮らしやすい住宅に居住することを支援する。					
【事業概要】 世帯人員の増加に伴う間取り変更や段差解消等を行う場合に、工事費の一部を助成する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 65歳未満世帯に対する助 成件数(件/年)	計画	20件/年	20件/年	20件/年	20件/年
	実績	24件/年			
	(達成率)	120%			

個別事業名：住宅確保要配慮者に対する住宅支援事業
(住宅課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられるまちづくりを	ターゲット概要 (番号/名称)	11.1	住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
---------------------	----	---------------	--------------------	------	--------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
住宅確保要配慮者が安心して住みやすい住まいを確保するために必要な支援をおこなう。					
【事業概要】					
不動産団体の協力を得て、住宅確保要配慮者（* ¹ ）の希望する条件を備えた民間賃貸住宅をあっせんする。					
* ¹ 住宅確保要配慮者：低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者その他住宅の確保に特に配慮を要する者。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 事業の相談を利用された延べ相談者数 (人/年)	計画	250人/年	260人/年	260人/年	260人/年
	実績	295人/年			
	(達成率)	118%			
(イ) 《活動指標》 相談受付から希望条件の整理により、事業のお部屋紹介によって民間賃貸住宅に成約した割合(%)	計画	65%	65%	65%	65%
	実績	48.5%			
	(達成率)	74.6%			

個別事業名：ユニバーサルデザイン製品の啓発活動
(ユニバーサルデザイン担当課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
ユニバーサルデザインに関連する製品を様々な機会で紹介し、普及啓発する。					
【事業概要】					
1 ユニバーサルデザインに関連する製品の展示会等を開催する。					
2 ユニバーサルデザインと思われる製品を収集し、貸出しを行う。					
3 ユニバーサルデザイン製品を区ホームページや SNS で発信する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 展示会等の開催回数 (回/年) 及び製品数 (製品/年)	計画	2回/年 20製品/年	2回/年 20製品/年	2回/年 20製品/年	2回/年 20製品/年
	実績	1回/年 20製品/年			
	(達成率)	50% 100%			
(イ) 《活動指標》 ユニバーサルデザイン製 品の貸出件数 (件/年)	計画	5件/年	6件/年	6件/年	7件/年
	実績	6件/年			
	(達成率)	120%			
(ウ) 《活動指標》 ユニバーサルデザイン製 品の情報発信回数 (回/年)	計画	—	4回/年	4回/年	4回/年
	実績	—			
	(達成率)	—			

個別事業名：区内事業者のユニバーサルデザイン関連製品
づくりの促進（産業振興課）

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	9	産業と技術革新 の基盤をつくる う	ターゲット 概要 (番号/名称)	9.2	雇用と GDP に占める産業セク ターの割合を増やす
---------------------	---	-------------------------	------------------------	-----	-------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
製品開発者にユニバーサルデザインの考え方を伝えていく。					
【事業概要】					
事業者に対し、専門の講師による製品づくりのアドバイスを行うため、「あだち新製品開発講座」を実施する。また、東京電機大学との協働事業で中小企業向け「技術勉強会」を実施する。					
計画年度		前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
取り組みに対する指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 あだち新製品開発講座、 技術勉強会の実施回数 (回/年)	計画	19回/年	50回/年	50回/年	50回/年
	実績	51回/年			
	(達成率)	268.4%			
(イ) 《成果指標》 特別公開講座、技術勉強 会のアンケートにおいて 「大変満足」「満足」と回 答した割合(%)	計画	—	90%	90%	90%
	実績	—			
	(達成率)	—			

個別事業名：歩行者系案内サインに関する各種取組み
(都市建設課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられるまちづくりを	ターゲット概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する。
---------------------	----	---------------	--------------------	------	-----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 だれもが安心して移動できる安全な歩行空間を整備する。					
【事業概要】 「足立区歩行者系案内サインマニュアル」に基づき、主要駅から公共施設等までの安全で円滑な移動を支援する歩行者系案内サインを整備する。					
取組みに対する指標	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
(ア) 《活動指標》 案内サイン整備地区	計画	北千住駅周辺地区(計画策定)	北千住駅周辺地区(整備手法等の検討)	北千住駅周辺地区(整備)	北千住駅周辺地区(整備)
	実績	北千住駅周辺地区(計画策定)			
	(達成率)	100%			
(イ) 《活動指標》 案内サイン整備基数 (基/年)	計画	北綾瀬駅周辺地区新設3基 板面修繕(整備15基/年)	板面修繕(整備15基/年)	北千住駅周辺地区更新等14基 板面修繕(整備15基/年)	北千住駅周辺地区更新等12基 板面修繕(整備15基/年)
	実績	北綾瀬駅周辺地区新設3基 板面修繕(整備15基/年)			
	(達成率)	100%			

個別事業名：自転車ナビマークの整備
(交通対策課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	3	すべての人に健康と福祉を	ターゲット概要 (番号/名称)	3.6	道路交通事故死傷者を半減させる
---------------------	---	--------------	--------------------	-----	-----------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 だれもが安心して移動できる自転車の通行空間を整備する。					
【事業概要】 自転車走行環境の整備のため、自転車ナビマークを明示する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 自転車ナビマーク整備場所	計画	竹ノ塚駅周辺の一部	江北地区、花畑フラワーロード	北綾瀬駅周辺	五反野駅周辺
	実施	竹の塚駅周辺(赤山街道)、花畑大橋通り、江北地区			
	(達成率)	—			

個別事業名：歩車道のバリアフリー化工事
(道路整備課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	3	すべての人に健康と福祉を 住み続けられるまちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	3.6	道路交通事故死傷者を半減させる 災害による死者数、被害者数、直接的経済損失を減らす
	11			11.5	

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
だれもが安心して移動できる安全な歩行空間を整備する。					
【事業概要】					
1 安全で使いやすい歩道を整備するために、歩道の拡幅、誘導ブロック等の設置、街きよ(※)の段差解消(マウントアップ→セミフラット)等を実施する。					
※街きよ：舗装された街路の雨水等が流れ込む排水用の側溝。					
2 足立区無電柱化推進計画に基づき、地震等の災害時に倒壊の危険がある電柱を無くし、無電柱化を実施する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 歩道改修の整備距離 (m)	計画	190m (江北四丁目)	716m (中央本町一丁目ほか)	1575m (綾瀬六丁目ほか)	300m (江北地区)
	実施	372m (梅田七丁目)			
	(達成率)	172%			
(イ) 《活動指標》 無電柱化の整備距離 (m)	計画	190m (江北四丁目)	江北四丁目から江北五丁目 (東側歩道) 230m	江北四丁目から江北五丁目 (西側歩道) 230m	江北四丁目から江北五丁目 (引込管) 230m
	実施	190m (江北四丁目)			
	(達成率)	100%			
(ウ) 《成果指標》 道路損傷等による事故発生件数(区道) 低減目標 (件/年)	計画	—	0件/年	0件/年	0件/年
	実施	—			
	(達成率)	—			

個別事業名：都市計画道路の整備
(道路整備課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.2	交通の安全性改善により、持続 可能な輸送システムへのアク セスを提供する
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	--

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 だれもが安心して移動できる安全な歩行空間を整備する。					
【事業概要】 1 都市計画道路の用地取得を行う。 2 電線共同溝工事を行う。 3 歩道は、街きよの段差が少ないセミフラット形式とし、誘導ブロック等の設置を実施する。 車道は、幅員確保が可能な場合には自転車レーンを設ける。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 用地取得事業の進捗状況 (㎡)	計画	補助 256 1,107 ㎡ 区街路 15 号 1,767 ㎡ 綾瀬交通広場 1,288 ㎡ 区街路 14 号 4 ㎡	補助 256 2,639 ㎡ 区街路 9 号 150 ㎡ 区街路 14 号 4 ㎡ 補助 138 江北 事業認可取得	補助 256 1,399 ㎡ 区街路 9 号 133 ㎡ 補助 138 江北 74 ㎡	補助 256 406 ㎡ 区街路 9 号 1,940 ㎡ 補助 138 江北 1,051 ㎡
	実績	補助 256 1,107 ㎡ 区街路 15 号 1,767 ㎡ 綾瀬交通広場 1,288 ㎡ 区街路 14 号 0 ㎡			
	(達成率)	98%			

(イ) 《活動指標》 電線共同溝工事の実施距離 (m)	計画	補助 138 の 2 280m			
	実績	補助 138 の 2 280m			
	(達成率)	100%			
(ウ) 《活動指標》 歩車道整備距離 (m)	計画	区街路 14 号 97m		補助 138 の 2 280m 区街路 14 号 97m	
	実績	未実施			
	(達成率)	0%			

個別事業名：駅前における放置自転車対策
(交通対策課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する。
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	-----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 だれもが円滑に移動できるように歩行者空間を確保する。					
【事業概要】 鉄道駅周辺において自転車等放置禁止区域を指定し、自転車駐車場への誘導及び警告・撤去活動等を行い、放置自転車を削減する。					
計画年度		前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
取り組みに対する指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《成果指標》 自転車の放置率(※) 低減目標	計画	0.5%以下	0.5%以下	0.5%以下	0.5%以下
	※ 放置台数/乗入台数 (放置台数+駐輪場 内の駐車台数)	実績	0.4%		
	※ 小数点第2位以下切 捨て (達成率)		100%		

個別事業名：道水路等の不法占用・不正使用の監察及び指導
(道路公園管理課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する。
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	-----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画				
【目的】 だれもが円滑に移動できるように道路空間を確保する。				
【事業概要】 通報やパトロール等により、区道等を不法に占用、使用している方々に適正な改善指導を行う。				
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
(ア) 《活動指標》 道路支障物の新規受付案件に対し、指導を行い解決された割合 (%)	計画	80%	80%	80%
	実績	83%		
	(達成率)	104%		
		後期計画		後期計画
			令和6年度	令和7年度

個別事業名：鉄道駅ホームドア等整備事業費補助金の活用
(都市建設課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.2	交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する
				11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 安心で安全な利用しやすい駅舎の整備を支援する。					
【事業概要】 「足立区鉄道駅ホームドア等整備事業費補助金交付要綱」に基づき、鉄道事業者に補助金を交付する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
(ア) 《活動指標》 足立区鉄道駅ホームドア等整備事業費補助金の交付駅数(駅)	計画	—	4 駅	3 駅	3 駅
	実績	—			
	(達成率)	—			
(イ) 《成果指標》 ホームドア供用開始駅数(駅)	計画	—	1 駅	—	3 駅
	実績	—			
	(達成率)	—			

個別事業名:「はるかぜ」バス停のベンチや点字ブロック等の整備 (交通対策課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられるまちづくりを	ターゲット概要 (番号/名称)	11.2	交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する
---------------------	----	---------------	--------------------	------	------------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 安心で安全な利用しやすいバス停の利用環境を整備する。					
【事業概要】 整備条件の整っている(※)「はるかぜ」バス停のベンチや点字ブロック等の設置を行う。 ※ 歩道の幅員が充分確保されており、歩行者の通行を妨げない箇所においてベンチの整備を進め、歩道が整備されているバス停では点字ブロックの整備を進める。ベンチ、点字ブロックとも、バス停の利用者が多い駅周辺や高齢者が多数利用する施設の周辺(福祉施設や病院等)を優先的に整備する。					
計画年度		前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
取り組みに対する指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 設置箇所数(か所/年)	計画	26か所/年	5か所/年	(劣化箇所の補修のみ)	
	実績	30か所/年			
	(達成率)	100%			

個別事業名：本庁舎施設の整備
(中部地区建設課(庁舎管理課))

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 だれもが利用しやすい安全で安心な公共建築物を整備する。					
【事業概要】 「足立区公共施設等整備基準」や「公共建築物整備基準のユニバーサルデザインの整備方針・整備基準」を基に、本庁舎施設を整備する。					
計画年度 取り組みに対する指標		前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 北館改修	計画	改修設計	改修設計	施工	施工
	実績	改修設計			
	(達成率)	100%			
(イ) 《活動指標》 障がい者駐車スペース全 7台分の改修	計画	施工	—	—	—
	実績	施工			
	(達成率)	100%			

個別事業名：ユニバーサルデザインに配慮した公共建築物の整備（中部・東部・西部地区建設課）

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられるまちづくりを	ターゲット概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する
---------------------	----	---------------	--------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
だれもが利用しやすい安全で安心な公共建築物を整備する。					
【事業概要】					
「足立区公共施設等整備基準」や「公共建築物整備基準のユニバーサルデザインの整備方針・整備基準」を基に、区の公共建築物を整備する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
(ア) 《活動指標》 千住庁舎	計画	設計		設計	設計
	実績	令和6年度へ先送り			
	(達成率)	0%			
(イ) 《活動指標》 西新井区民事務所	計画	竣工 (整備完了)			
	実績	竣工 (整備完了)			
	(達成率)	100%			
(ウ) 《活動指標》 (仮称)江北健康づくりセンター	計画	施工	竣工 (整備完了)		
	実績	施工			
	(達成率)	90%			

(工) 《活動指標》 島根住区センター	計画	施工			
	実績	施工			
	(達成率)	100%			
(オ) 《活動指標》 中央本町地域学習 センター	計画	—	施工	竣工 (整備完了)	
	実績	—			
	(達成率)	—			
(カ) 《活動指標》 大谷田住区センター	計画	—	設計	竣工 (整備完了)	
	実績	—			
	(達成率)	—			
(キ) 《活動指標》 郷土資料館	計画	—	施工	竣工 (整備完了)	
	実績	—			
	(達成率)	—			
(ク) 《活動指標》 長門住区センター	計画	—		設計	竣工 (整備完了)
	実績	—			
	(達成率)	—			
(ケ) 《活動指標》 江北コミュニティ センター	計画	—		設計	竣工 (整備完了)
	実績	—			
	(達成率)	—			

個別事業名：ユニバーサルデザインに配慮した学校施設の設計及び整備（中部・東部・西部地区建設課）

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられるまちづくりを	ターゲット概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する
---------------------	----	---------------	--------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画				
【目的】				
だれもが利用しやすい安全で安心な区立小・中学校を整備する				
【事業概要】				
「足立区公共施設等整備基準」に基づき、区立小・中学校を整備する。また、災害発生時の第一避難所としても、使いやすい施設となるよう配慮する。				
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
(ア) 《活動指標》 学校施設39校 段差解消整備	計画	—	4校	16校
	実績	—		
	(達成率)	—		
(イ) 《活動指標》 学校施設16校 バリアフリートイレ整備	計画	—	2校	7校
	実績	—		
	(達成率)	—		

個別事業名：保育園利用者の利便性に配慮した施設改修等
(子ども施設運営課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	4	質の高い教育を みんなに	ターゲット 概要 (番号/名称)	4. a	安全で非暴力的、包括的な学習 環境を提供する
---------------------	---	-----------------	------------------------	------	---------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画	
【目的】 保育園の利便性を向上させるために、ユニバーサルデザインの視点を持った改修工事や施設維持管理等を実施し、だれもが利用しやすい安全で安心な保育施設とする。	
【事業概要】 施設修繕や危険箇所(※)の改修を行うとともに、トイレ改修をはじめとした施設のユニバーサルデザイン整備や維持管理を進める。 ※ 園職員からの随時の報告のほか、建築基準法第12条点検などの委託事業者による点検、施設管理者(園長・主管課職員)による年1回の施設総点検で把握する。 保育園の老朽化に伴い、現在、具体的な改修計画の策定に取り組んでいる。令和6年度に計画をまとめ、令和7年度から計画に基づく改修を実施していく。 施設改築等に合わせて、「足立区公共施設等整備基準」等に適合したユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行う。	

取り組みに対する指標	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
	(ア) 《活動指標》 トイレ改修設計委託	計画 実績 (達成率)	1 施設 0 施設 0%	1 施設	1 施設
(イ) 《活動指標》 トイレ改修工事	計画 実績 (達成率)	1 施設 0 施設 (R2 前倒し実施) 0%	1 施設	1 施設	1 施設

(ウ) 《活動指標》 排水溝清掃委託	計画	—	30 施設	30 施設	30 施設
	実績	—			
	(達成率)	—			
(工) 《活動指標》 施設の修繕、危険箇所の 改修	計画	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施
	実績	239 件実施			
	(達成率)	100%			
(才) 《活動指標》 保育園の老朽化に伴う 具体的な改修計画を検 討する	計画	—	施設更新 (改修)の 方針を検討	改修計画の まとめ	改修計画を 実施
	実績	—			
	(達成率)	—			

個別事業名：区内における区営住宅の集約建替え
(住宅課・区営住宅更新担当課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられるまちづくりを	ターゲット概要 (番号/名称)	11.1	住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する
---------------------	----	---------------	--------------------	------	-------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
だれもが利用しやすい安全で安心な区営住宅を整備する。					
【事業概要】					
1 「足立区区営住宅等長寿命化計画」に基づき集約建替えを行う。その際は「足立区公共施設等整備基準」を遵守する。					
2 集約建替え団地において居住者情報交換会を開催し、建替え計画等に関する意見交換を丁寧に行う。					
3 集約建替え団地を対象に建替え計画等に関するニュースを発行し、建替え計画等に関する情報提供を行う。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
(ア) 《活動指標》 建替えの進捗状況	計画	新田地域区営住宅集約建替建設工事	建設工事	大谷田地域区営住宅集約建替基本計画	実施計画
	実績	実施した			
	(達成率)	100%			
(イ) 《活動指標》 居住者情報交換会・開催回数(回/年)	計画	1~2回/年	1~2回/年	1~2回/年	1~2回/年
	実績	1回/年			
	(達成率)	100%			
(ウ) 《活動指標》 建替えニュースの発行回数(回/年)	計画	2回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	実績	1回/年			
	(達成率)	50%			

個別事業名：公園等の新設・改修工事の実施
(パークイノベーション推進課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画						
【目的】						
だれもが利用しやすい安全で安心な公園等を整備する。						
【事業概要】						
第三次足立区緑の基本計画（旧パークイノベーション（※）推進計画）に基づき、公園等の新設・改修工事を行う。						
※ 「だれもが“お気に入り”の公園を見つけられるよう、足立区の公園を変えていく」ことを目指し、平成 25 年度から進めている取り組み						
取り組みに対する指標		計画年度	前期計画 令和 4 年度	中間検証時 令和 5 年度	後期計画 令和 6 年度	後期計画 令和 7 年度
(ア) 《活動指標》 バリアフリーを含めた公園の改修、整備数 (か所/年)	計画	10 か所/年	12 か所/年	14 か所/年	7 か所/年	
	実績	5 か所/年				
	(達成率)	50%				

個別事業名：公園改修後の利用者アンケート等の実施
(パークイノベーション推進課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
だれもが利用しやすい安全で安心な公園等を整備する。					
【事業概要】					
公園改修後概ね3か月後に実施する利用者アンケートや緑の基本計画推進会議等を実施し、障がい者、高齢者、女性、子供等の意見を聞きながら、だれもが利用しやすい地域に愛される安全で楽しめる公園の整備手法や管理方法を検討する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 利用者アンケート (回/年)	計画	—	4回/年	11回/年	5回/年
	実績	—			
	(達成率)	—			
(イ) 《成果指標》 バリアフリーの視点も含めた アンケートにおいて「また利用 したい」と回答した利用者 の割合 (%)	計画	—	80%	80%	80%
	実績	—			
	(達成率)	—			
(ウ) 《活動指標》 緑の基本計画推進会議 (回/年)	計画	—	1回/年	1回/年	1回/年
	実績	—			
	(達成率)	—			

個別事業名：公共自転車駐車場の整備
(交通対策課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられるまちづくりを	ターゲット概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する。
---------------------	----	---------------	--------------------	------	-----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
だれもが利用しやすい安全で安心な自転車駐車場等を整備する。					
【事業概要】					
1 「足立区公共施設等整備基準」に基づき、老朽化した自転車駐車場等の改修に合わせ検討し整備する。					
2 ユニバーサルデザインの観点から、大型自転車の駐輪やキャッシュレス化への対応など利用者の利便性向上を図る。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
(ア) 《活動指標》 大規模改修 整備場所・整備内容	計画	谷中四丁目自転車駐車場 (工事)	北千住南自転車駐車場 (改修設計)	北千住南自転車駐車場 (改修工事)	竹の塚南自転車駐車場 (改修設計)
	実績	谷中四丁目自転車駐車場 (工事)			
	(達成率)	100%			
(イ) 《活動指標》 駐輪機器の改修 整備場所・整備内容	計画	—	舎人公園駅東自転車駐車場 (精算機改修) 綾瀬南自転車駐車場(自転車ラック改修)	改修2箇所	改修2箇所
	実績	—			
	(達成率)	—			

個別事業名：イベントで使用するパネル等の作成や会場のレイアウト支援（シティプロモーション課）

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	16	平和と公正をすべての人に	ターゲット 概要 (番号/名称)	16.6	透明性の高い公共機関を発展させる
---------------------	----	--------------	------------------------	------	------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 だれもが利用しやすい安全で安心なイベント会場等を設営する。					
【事業概要】 会場レイアウトや案内サインの相談・アドバイスを実施する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
	(ア) 《活動指標》 所管への支援件数(件) (達成率)	計画 実績 (達成率)	— 17件 —	20件	20件

個別事業名：都立中川公園・都市計画道路（都施行）整備の検討
（都市建設課）

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
だれもが利用しやすい安全で安心な道路や公園等を整備する。					
【事業概要】					
1 都立中川公園の整備に関して、「中川公園整備検討協議会」での住民の意見を反映できるように東京都と協議を行う。					
2 国や都の都市計画道路整備事業の際に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」や「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（通称：道路移動等円滑化基準）」に基づく道路の整備を進めるよう、協議の場を通じて依頼する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 協議会回数(中川公園) (回/年)	計画	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年
	実施	1回/年			
	(達成率)	50%			
(イ) 《活動指標》 協議会回数(東京都第六建設事務所) (回/年)	計画	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	実施	1回/年			
	(達成率)	100%			

個別事業名：「公共施設等整備基準 事前協議」の実施
(都市建設課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられるまちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する
---------------------	----	---------------	------------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 だれもが利用しやすい安全で安心な公共施設等を整備する。					
【事業概要】 「足立区公共施設等整備基準」や「公共建築物整備基準のユニバーサルデザインの整備方針・整備基準」を基に、整備前及び整備完了後に「ユニバーサルデザイン導入チェックリスト」による総合的な協議・指導を行う。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
	(ア) 《成果指標》 「ユニバーサルデザイン導入チェックリスト」に適合している割合 (%) (達成率)	計画 90%以上 実績 92.6% 103%	90%以上	90%以上	90%以上

個別事業名：ユニバーサルデザインに配慮した民間施設の整備の促進（障がい福祉課）

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられるまちづくりを	ターゲット概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する
---------------------	----	---------------	--------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 だれもが利用しやすい安全で安心な民間建築物を整備する。					
【事業概要】 「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、窓口指導を行う。 「東京都福祉のまちづくり条例」に定める整備基準を満たした上で、それに加えて必要となる、店舗等内部における整備の考え方を中心にまとめた「店舗等内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン」の普及促進を図る。					
計画年度		前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
取り組みに対する指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア)《活動指標》 「東京都福祉のまちづくり条例」に基づく届出件数 (件)	計画	50件	50件	50件	50件
	実績	49件			
	(達成率)	98%			

個別事業名：小規模事業者経営改善補助金の活用
(産業振興課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	8	働きがいも経済成長も	ターゲット 概要 (番号/名称)	8.3	開発重視型の制作を促進し、中小零細企業の設立や成長を推奨する
---------------------	---	------------	------------------------	-----	--------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 だれもが利用しやすい安全で安心な民間建築物を整備する。					
【事業概要】 地域経済の活性化や利便性の向上のため、小規模事業者等（※）に対して店舗改修費用の補助を行う。 ※ 中小企業基本法に既定する従業員5人以下の商業・サービス業または従業員20人以下の製造業を「小規模事業者」と設定した。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
	計画	11件/年	20件/年	20件/年	20件/年
(ア) 《活動指標》 補助件数(件/年)	実績	11件/年			
	(達成率)	100%			

個別事業名：大規模店舗等のユニバーサルデザインの推進
(開発指導課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画						
【目的】						
だれもが利用しやすい安全で安心な民間建築物の整備を誘導する。						
【事業概要】						
大規模店舗や公共的建築物の建設を予定している事業者と事前協議を行い、だれもが安全かつ円滑に移動でき、かつ、利用しやすい施設整備に努めるよう指導・助言を行う。						
取り組みに対する指標		計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《成果指標》 区の指導・助言が施設の整備計画に反映された件数の割合 (%)	計画	—	90%	90%	90%	
	実績	—				
	(達成率)	—				

個別事業名：ユニバーサルデザイン推進会議における
 施策・事業の推進（ユニバーサルデザイン担当課）

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのア クセスを提供する
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	--------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
ユニバーサルデザインを推進する事業をスパイラルアップさせる					
【事業概要】					
「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」に位置づけられた事業の進捗管理や前年度事業の 評価、計画の修正検討を行うため、足立区ユニバーサルデザイン推進会議や評価部会及び担当 所管と事業に関する調整等を行い、事業に反映させる。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 「推進会議」の実施回数 (回/年)	計画	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年
	実績	3回/年			
	(達成率)	100%			
(イ) 《活動指標》 自己評価・委員評価 の実施回数(回/年)	計画	3回/年	2回/年	2回/年	2回/年
	実績	3回/年			
	(達成率)	100%			
(ウ) 《成果指標》 「足立区ユニバーサルデザ イン推進計画」の評価対 象施策の評価点の平均値 (点)	計画	—	4点	4点	4点
	実績	4.16点			
	(達成率)	—			

個別事業名：パブリックコメントの実施
(政策経営課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	16	平和と公正をすべての人に	ターゲット 概要 (番号/名称)	16.6	透明性の高い公共機関を発展させる
---------------------	----	--------------	------------------------	------	------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
区政の重要な政策や計画に区民の意見を取り入れる。					
【事業概要】					
「足立区パブリックコメント実施要綱」及び「足立区パブリックコメント活用マニュアル」に基づき、庁内の該当案件をまとめ、広報等で周知することにより、重要な政策及び計画の策定について区民が意見等を述べる機会を設け、それに対する区の考え方を公表する。					
※従来の指標を変更（「あだち広報掲載回数」から「パブリックコメント1件あたりに寄せられた意見の平均件数」に改めた）したうえで、活動指標を追加					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 パブリックコメント1案件実施あたりの情報発信回数（広報、HP、SNSなど）（回）	計画	—	6回	6回	6回
	実績	—			
	(達成率)	—			
(イ) 《成果指標》 パブリックコメント1件あたりに寄せられた意見の平均件数（件）	計画	—	40件	40件	40件
	実績	—			
	(達成率)	—			

施策：4-(1)-②-イ 区民の意見を区政に反映させる体制の充実

**個別事業名：審議会委員等の公募制の推進
(政策経営課)**

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	17	パートナーシップで目標を達成しよう	ターゲット概要 (番号/名称)	17.17	効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する
---------------------	----	-------------------	--------------------	-------	------------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 審議会等に区民の意見を取り入れる					
【事業概要】 「足立区審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、審議事項に照らして必要があると認められる場合には、委員の一部を区民から公募する。 審議会等の委員構成について調査を実施し、その結果を踏まえ、審議会等における区民公募枠の設定について、区の方針を定める。					
計画年度		前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
取り組みに対する指標					
(ア) 《活動指標》 区民公募枠のある審議会等の割合 (%)	目標	—	14%	—	—
	結果	13%			
	(達成率)	—			

個別事業名：審議会等の女性比率向上の取組み
(多様性社会推進課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	5	ジェンダー平等 を実現しよう	ターゲット 概要 (番号/名称)	5.5	政治、経済、公共分野での意思 決定において、女性の参画と平 等なリーダーシップの機会を確 保する
---------------------	---	-------------------	------------------------	-----	---

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取組みに対する指標及び年次計画						
【目的】 政策・方針の意思決定において、男女のバランスのとれた登用を進める。						
【事業概要】 審議会等委員の女性比率を高める。						
		計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
取り組みに対する指標						
(ア) 《成果指標》 女性比率 (%)	計画		37%	38%	40%	40%
	実績		34.6%			
	(達成率)		94%			

個別事業名：「区民の声」のサービスアップの取組み
(区民の声相談課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	16	平和と公正をすべての人に	ターゲット 概要 (番号/名称)	16.6	透明性の高い公共機関を発展させる
---------------------	----	--------------	------------------------	------	------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 「区民の声」に迅速かつ的確に対応することにより、区民ニーズに応え、区政への満足度を向上させる。					
【事業概要】 「区民の声」制度を活用し、区民からの区政に関する意見・要望に対し、迅速に回答する。					
取組みに対する指標	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
	(ア) 《活動指標》 回答までの平均日数 低減目標(日)	5.0日※	5.0日※	- ※	- ※
	計画				
	実績	4.4日			
	(達成率)	114%			

※ 次年度の回答日数の計画値は、「サービスアップ推進会議」で決定する。

個別事業名：道路・公園・施設の点検
(ユニバーサルデザイン担当課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられる まちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する
---------------------	----	-------------------	------------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 検証から様々な人の意見を基に、だれもが利用しやすいまちをつくる。					
【事業概要】 障がいのある方や乳幼児子育て中の方々とともに、実際にまちを歩き、道路や公園、施設等の安全性や利便性、バリアフリー状況について検証する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
(ア) 《活動指標》 まち歩き等の実施及び 意見を検証し、改善に向けた事業計画を作成又は 改善を実施する	計画	実施する機会 ごとに随時 計画作成又は 改善の実施	実施する機会 ごとに随時 計画作成又は 改善の実施	実施する機会 ごとに随時 計画作成又は 改善の実施	実施する機会 ごとに随時 計画作成又は 改善の実施
	実績	実施機会なし			
	(達成率)	—			

個別事業名：通学路の点検
(学務課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	3	すべての人に健康と福祉を	ターゲット 概要 (番号/名称)	3.6	道路交通事故死傷者を半減させる
---------------------	---	--------------	------------------------	-----	-----------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 検証から様々な人の意見を基に、だれもが利用しやすいまちをつくる。					
【事業概要】 学校関係者、道路管理者、警察署とともに、小学校の通学路点検を実施し、検証する。 ※ 全67校を3年ローリングで定例実施。緊急に点検が必要な場合、臨時で実施。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
	(ア) 《活動指標》 通学路合同点検の実施 (校/年)	24校/年	21校/年	23校/年	23校/年
	計画	24校/年	21校/年	23校/年	23校/年
	実績	25校/年			
	(達成率)	104%			

個別事業名：外注印刷物作成報告書の確認
(総務課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	16	平和と公正をすべての人に	ターゲット 概要 (番号/名称)	16.6	透明性の高い公共機関を発展させる
---------------------	----	--------------	------------------------	------	------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
だれもがわかりやすい印刷物の作成方法を周知し、わかりやすい印刷物になるようにする。					
【事業概要】					
1 「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物ガイドライン」や「カラーユニバーサルデザインガイドライン」の基準の適正化を図る。					
2 外部に印刷を委託して作成した印刷物については、外注印刷物作成報告書から印刷物の内容を確認する。必要に応じて指導を行い、次回の印刷物作成時に改善を促す。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
(ア) 《活動指標》 実施内容(ガイドラインの運用)	計画	運用	運用	運用	運用
	実績	実施した			
	(達成率)	100%			
(イ) 《活動指標》 印刷物作成時のユニバーサルデザイン実施の確認及び指導	計画	必要に応じて指導	必要に応じて指導	必要に応じて指導	必要に応じて指導
	実績	実施した			
	(達成率)	100%			

個別事業名：ウェブアクセシビリティに配慮した情報発信
(報道広報課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	16	平和と公正をすべての人に	ターゲット 概要 (番号/名称)	16.6	透明性の高い公共機関を発展させる
---------------------	----	--------------	------------------------	------	------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
だれもが利用しやすいホームページにする。					
【事業概要】					
「足立区ホームページアクセシビリティガイドライン」の基準を適正化し、職員に遵守させる。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 インターネットリーダーと希望する職員を対象に「ウェブアクセシビリティ」に関する講座の参加人数(人/年)	計画	129人/年	129人/年	各課インターネットリーダーの人数※	各課インターネットリーダーの人数※
	実績	102人/年			
	(達成率)	79%			
(イ) 《活動指標》 アクセシビリティ試験実施・結果公開	計画	JIS X 8341-3:2016 等級 AA	JIS X 8341-3:2016 等級 AA	JIS X 8341-3:2016 等級 AA	JIS X 8341-3:2016 等級 AA
	実績	JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に一部準拠			
	(達成率)	—			

※ホームページを適正に管理するため、各所属(担当課を除く)に1名配置。足立区ホームページ運営要綱に基づき、毎年各所属に対し、インターネットリーダーの選任を依頼している。

施策：4-(2)-②-ア わかりやすい表現による印刷物の作成

個別事業名：だれでも読みやすい「あだち広報」の作成及び発信
(報道広報課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	16	平和と公平をすべての人に	ターゲット 概要 (番号/名称)	16.6	透明性の高い公共機関を発展させる。
---------------------	----	--------------	------------------------	------	-------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 だれもがわかりやすい、広報紙等を作成する。					
【事業概要】 「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物ガイドライン」に基づいて作成する。 バリエーション等の色弱模擬フィルターを活用する(総務課文書係にて貸出)。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 ガイドラインや色弱模擬 フィルターなどを活用 し、ユニバーサルデザ インに配慮した広報物を 作成する	計画	毎月2号ずつ 年24回発行	毎月2号ずつ 年24回発行	毎月2号ずつ 年24回発行	毎月2号ずつ 年24回発行
	実績	毎月2号ずつ 年24回発行			
	(達成率)	100%			

個別事業名：だれもが利用しやすいホームページの作成及び SNS の発信（報道広報課）

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	16	平和と公正をす べての人に	ターゲット 概要 (番号/名称)	16.6	透明性の高い公共機関を発展 させる
---------------------	----	------------------	------------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 だれもが利用しやすいホームページの作成及び SNS 発信を行う。					
【事業概要】 「足立区ホームページアクセシビリティガイドライン」に基づき、ホームページ作成・運用が実現できる体制を整える。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
(ア) 《活動指標》 ホームページ見直し・課 題対応	計画	見直し・課題 対応	各課からの問い 合わせに対応。 課題等を見つけ たら改修等、ホ ームページ機能 の見直し。 次回の大規模リ ニューアルに向 け課題等の整理 を実施する。	各課からの問い 合わせに対応。 課題等を見つけ たら改修等、ホ ームページ機能 の見直し。 次回の大規模リ ニューアルに向 け課題等の整理 を実施する。	各課からの問い 合わせに対応。 課題等を見つけ たら改修等、ホ ームページ機能 の見直し。 次回の大規模リ ニューアルに向 け課題等の整理 を実施する。
	実績	実施した			
	(達成率)	—			
(イ) 《活動指標》 SNS を用いた戦略的な 情報発信のテクニック を学ぶ研修を実施	計画	実施する	実施する	実施する	実施する
	実績	実施した			
	(達成率)	—			

個別事業名：区議会ホームページの更新
(区議会事務局)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	16	平和と公正をすべての人に	ターゲット 概要 (番号/名称)	16.7	適切な意思決定を確保する
---------------------	----	--------------	------------------------	------	--------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】 だれもが利用しやすいホームページ等を作成する。					
【事業概要】 議長が主催する「足立区議会広報委員会」での意見を基に、掲載内容の変更等を行う。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画 令和4年度	中間検証時 令和5年度	後期計画 令和6年度	後期計画 令和7年度
	(ア) 《活動指標》 更新回数(回/年)	6回/年	6回/年	6回/年	6回/年
	計画	6回/年			
	実績	6回/年			
	(達成率)	100%			

個別事業名：A-メール・LINE・あだち安心電話・あだち安心
FAX による情報発信（報道広報課）

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	16	平和と公正をす べての人に	ターゲット 概要 (番号/名称)	16.6	透明性の高い公共機関を発展 させる
---------------------	----	------------------	------------------------	------	----------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
災害時に必要な情報をだれにでも届くようにする。					
【事業概要】					
1 A-メールを周知し、登録件数の増加を図る。					
2 災害時に必要な情報を迅速に発信する。					
3 足立区 LINE 公式アカウントを周知し、登録件数の増加を図る。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 LINE の配信数の増加を図 る。(※A-メール連携・災 害・緊急情報を除く)	計画	100 件/年	110 件/年	120 件/年	130 件/年
	実績	107 件/年			
	実績	107%			
(イ) 《活動指標》 足立区 LINE 公式アカウ ントを周知し、登録件数の 増加を図る。(件/年)	計画	40000 件/年	60000 件/年	65000 件/年	70000 件/年
	実績	40435 件/年			
	(達成率)	101%			
(ウ) 《成果指標》 あだち安心電話・あだち 安心 FAX を周知し、登録 件数の増加を図る。(件/ 年)	計画	電話：29,000 件/年 FAX：240 件/ 年	電話：30,000 件/年 FAX：260 件/ 年	電話：31,000 件/年 FAX：280 件/ 年	電話：32,000 件/年 FAX：300 件/ 年
	実績	電話：29,213 件/年 FAX：258 件/ 年			
	実績	電話：100.7% FAX：107.5%			

個別事業名：災害時に必要な情報の提供
(災害対策課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられるまちづくりを	ターゲット概要 (番号/名称)	11.5	災害による死者数、被害者数、直接的経済損失を減らす
---------------------	----	---------------	--------------------	------	---------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
災害時に必要な情報をだれにでも届くようにする。					
【事業概要】					
1 足立区公式LINEの友達登録数と足立区防災アプリのダウンロード数の向上を図る。					
2 災害時に必要となる一時集合場所標識板・海拔表示の情報の多言語化を図る。					
3 安全な避難誘導を行うため、避難場所等の所在地等の情報を防災アプリで表示する。					
4 足立区公式ツイッター、フェイスブック等で災害情報を提供する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア)《活動指標》 足立区公式LINEの友達登録数(令和5年度からスタート)	計画	※令和5年度から実施のため記入無し	友達登録数 6万件	友達登録数 6万5千件	友達登録数 7万件
	実績	—			
	(達成率)	—			
(イ)《活動指標》 足立区防災アプリのダウンロード数	計画	ダウンロード数3万5千件	ダウンロード数4万件	ダウンロード数4万5千件	ダウンロード数5万件
	実績	24,093件			
	(達成率)	約80%			
(ウ)《活動指標》 一時集合場所標識板・海拔表示の整備箇所	計画	一時集合場所標識10か所	一時集合場所標識10か所	一時集合場所標識10か所	一時集合場所標識10か所
	実績	10か所			
	(達成率)	100%			

	計画	海拔表示 100 か所	海拔表示 100 か所	海拔表示 100 か所	海拔表示 100 か所
	実績	100 か所			
	(達成率)	100%			
(工)《活動指標》 防災アプリの更新頻度	計画	変更の都度	変更の都度	変更の都度	変更の都度
	実績	変更の都度			
	(達成率)	—			
(オ)《活動指標》 災害情報の提供頻度	計画	災害発生時に	災害発生時に	災害発生時に	災害発生時に
	実績	災害発生時に			
	(達成率)	—			

個別事業名：洪水ハザードマップ等による水害情報の発信
(都市建設課)

● SDGs が目指す目標及びターゲットとの関連

SDGs の目標 (番号/名称)	11	住み続けられるまちづくりを	ターゲット 概要 (番号/名称)	11.5	災害による死者数、被害者数、直接的経済損失を減らす
---------------------	----	---------------	------------------------	------	---------------------------

● 施策に対する事業の概要

施策に対する事業の目的・取り組みに対する指標及び年次計画					
【目的】					
日頃から水害に備え、水害発生時に安全かつ速やかな避難ができるよう情報を提供する。					
【事業概要】					
1 カラーユニバーサルデザインに配慮した洪水ハザードマップを作成し、区内全戸に配布する。区転入者には随時配布する。					
2 洪水ハザードマップ啓発映像を足立区公式動画サイト等で公開するなどして、周知を図る。					
3 出水期（6～10月）前や台風接近時などに、足立区公式ツイッター等で洪水ハザードマップに関する情報を発信する。					
取り組みに対する指標	計画年度	前期計画	中間検証時	後期計画	後期計画
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(ア) 《活動指標》 ハザードマップ作成及び配布に関する進捗、配布部数（部/年）	計画	20,000部/年	20,000部/年	20,000部/年	20,000部/年
	実績	全戸配布 36万部			
	(達成率)	1800%			
(イ) 《成果指標》 区政世論調査における「ハザードマップを見て、自宅の浸水深を確認した」人の割合（%）	計画	—	30%	30%	30%
	実績	28%			
	(達成率)	—			
(ウ) 《活動指標》 ハザードマップの情報発信回数（回/年）	計画	4回以上/年	4回以上/年	4回以上/年	4回以上/年
	実績	4回/年			
	(達成率)	100%			

資料編

1 ユニバーサルデザインとは

1) ユニバーサルデザインの基本的な考え方

ユニバーサルデザインとは、1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱された理念です。

ユニバーサル (Universal : すべての、普遍的な) と、デザイン (Design : 計画、設計、構想) という二つの英単語を合わせたもので、その頭文字を取って、UD (ユーディー) とも呼ばれます。

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を計画する考え方であり、製品や建築デザインといったハードの整備にとどまらず、交通・サービス・情報・教育・まちづくり・コミュニティ・行政など、ハード・ソフト両面の幅広い分野を対象にしています。

●身近なくらしの場でのユニバーサルデザイン 事例

■区役所の総合案内



- ①：係員によるわかりやすい対応
- ②：筆談ボードを常備
- ③：高さの低いカウンターの設置
- ④：車いすやベビーカーの常備

■駅の改札口周辺



- ①：改札口に誘導する視覚障害者誘導用ブロック
- ②：車いす利用者などが通りやすい幅の広い改札口
- ③：矢印による進入の可否の電光表示
- ④：ICカードに対応した改札機
- ⑤：改札機付近の床面の色を変え、改札口の場所を明確化

2) ユニバーサルデザインの7原則

ユニバーサルデザインの7原則とは、ユニバーサルデザインの理念をより分かりやすくするため、ロナルド・メイス氏を中心とするグループによって提唱されました。

ユニバーサルデザインの理念である「できるだけ多くの人々が利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること」を実践していくためのチェックポイントであり、デザインの源であるといえます。

この7原則は、われわれの生活環境の中で、それぞれが単独に存在するわけではなく、相互に関連し、共存したデザインで実現されています。

- 原則1 だれにも公平に利用できること（公平性の原則）
 - ・使うひとを選ばず、だれもが利用することや使用することができること
- 原則2 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）
 - ・使う人のさまざまな好みや能力に合うようにつくられていること
- 原則3 使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）
 - ・使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすくつくられていること
- 原則4 使い方を間違えても重大な結果にならないこと（安全性の原則）
 - ・うっかりミスや意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないようにつくられていること
- 原則5 必要な情報がすぐに理解できること（認知性の原則）
 - ・使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるようにつくられていること
- 原則6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること（効率性の原則）
 - ・効率よく、疲れなくて使えるようにすること
- 原則7 利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性の原則）
 - ・どんな体格や姿勢、移動能力の人にも、近づきやすく、使いやすい広さや大きさにすること

出典：「東京都 福祉のまちづくりを進めるためのユニバーサルデザインガイドライン」より、一部説明加筆。

原則1 だれにも公平に利用できること（公平性の原則）

⇒使うひとを選ばず、だれもが利用することや使用することができること

■自動ドア



■異なる高さが設置してある水飲み場



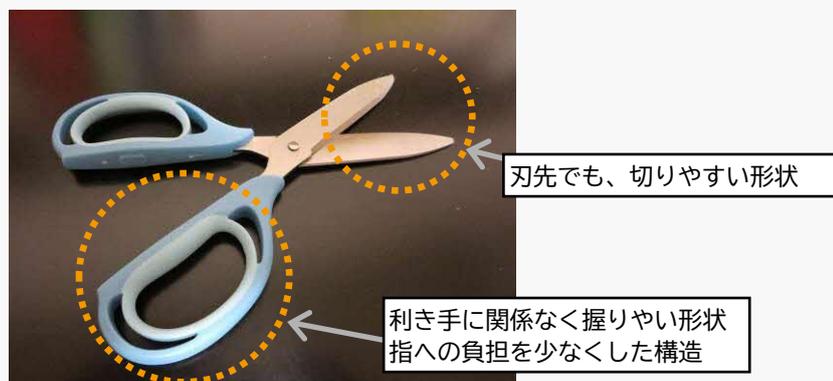
■バリアフリースイレ



原則2 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）

⇒使う人のさまざまな好みや能力に合うようにつくられていること

■利き手に関係なく使えるはさみ



■エレベーター、エスカレーター、階段の併設

エレベーター、エスカレーター、階段を併設することで、利用者の目的や状況に合わせて、移動手段を選択できる



■音声触知案内板



ピクトグラム（図記号）を用いた表示、点字、音声案内ボタンにより、様々な手段で必要な情報を得ることができる

原則3 使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）

⇒使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく、つくられていること

■エレベーターの操作ボタン

文字とボタンの濃淡をはっきりさせて、視認性を高めている



行先階のボタンを押すだけの単純な操作で利用できる

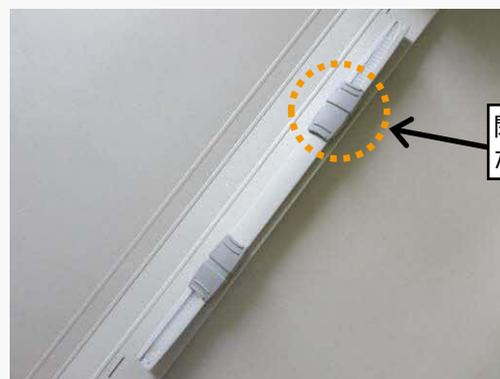
凸文字形状となっており、目の不自由な方でも、ボタンを触ることで行先階を確認できる

■路線記号、駅番号

日本語と英語表記を併用し、駅にそれぞれ固有の番号をつけることで、外国の方や初めて利用する方などに、分かりやすいようにしている



■ファイルのとじ具



閉じ具のつまみをスライドするだけで、開閉できる

原則4 使い方を間違えても重大な結果にならないこと (安全性の原則)

⇒うっかりミスや意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないようにつくられていること

■電気ポットのマグネットプラグ



コードに力がかかると簡単にはずれ、ポットの転倒事故を防ぐ

磁石により簡単に取り外しができる

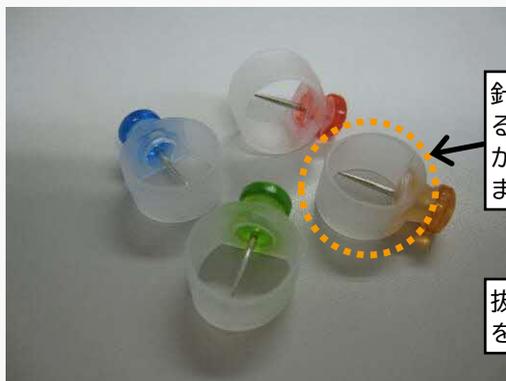
■駅のホームドア

目の不自由な方や転倒などによるホームからの転落事故を防ぐ



電車のドアと連動して、自動で開閉する

■カバーの付いた画びょう



針のまわりにカバーが付いているため、落としても、針が上を向かない
また、指に針先が触れにくい

抜くときにつかみやすく、抜く力を軽減するカバー

原則5 必要な情報がすぐに理解できること（認知性の原則）

⇒使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるようにつくられていること

■ 公共的施設のサインシステム

ピクトグラム（図記号）を用い、必要な情報を分かりやすく表示している



■ 歩行者用信号

誘導音が鳴るものは、目の不自由な方などに分かりやすい



赤信号、青信号それぞれの残り時間が、棒グラフの表示により分かるようになっている

横断のタイミングを人の形の表示、色や光の点滅などで理解できる

■ ゴミ箱の分別方法

投入口が低く、手前に傾斜しているため、身長の高い方や車椅子利用者なども捨てやすい



上部と側面に描かれたイラスト、投入口の異なる形状により、どこに何を捨てれば良いか分かりやすいようにしている

原則6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること (効率性の原則)

⇒効率よく、疲れないで使えるようにすること

■自動販売機

最上段の商品の購入ボタンが低い位置にも設置されており、車椅子利用者や身長の高い方にも利用しやすい

商品やおつりを取りやすいよう、取り出し口が手前に突き出ている



硬貨投入口に受け皿が付いており、細い投入口に一枚ずつ入れる必要がない

■レバー式の水栓ハンドル



レバーを上下することで、少ない力で水栓の開閉ができる

■高さの異なる手すり

2種類の異なる高さの手すりが設置されており、身長の高い人も低い人も、つかまりやすい



原則7 利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性の原則）

⇒どんな体格や姿勢、移動能力の人にも、近づきやすく、使いやすい広さや大きさにすること

■幅の広い改札口

幅の広い改札口は、車椅子利用者、ベビーカーを押している方、大きな荷物を持っている方など、だれもが通行しやすい



■駅の券売機まわり

車椅子利用者でも利用しやすいよう、券売機の下に足元空間を確保している

子どもや車椅子利用者でも見やすい位置に設置した表示パネル

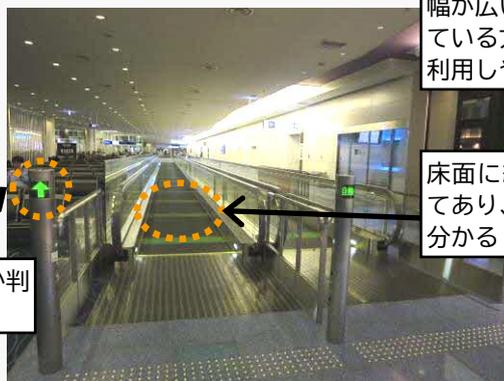


■動く歩道

矢印により、進入可能か否か判断できる

幅が広いため、大きな荷物を持っている方、荷物が多い方などにも利用しやすい

床面に緑色の線が等間隔でひいてあり、動いている方向と速さが分かる



2 様々な立場のひとに関するマーク

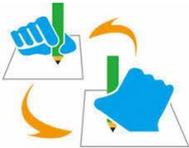
まちの中には、必要な情報を分かりやすく伝えるために、様々なマークや表示が存在します。その中には、障がいのあるひとや配慮が必要なひとに関するマークもあります。

次のページより紹介するマークは、その一部です。これらのマークを表示することで、障がいに配慮した施設であることや、どのような立場のひとか分かりやすく伝えられるようにしています。

これらのマークは、国際的に定められたものや、障がい者団体等が独自に提唱しているものがあります。

マーク・概要など	連絡先
<p>【障がい者のための国際シンボルマーク】</p>  <p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。</p> <p>このマークは「すべての障がい者を対象」としたもので、車いす利用者に限定するものではありません。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者 リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 ファックス 03-5273-1523</p>
<p>【身体障害者標識】</p>  <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p> <p>やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>各警察署</p>
<p>【聴覚障害者標識】</p>  <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が、運転する車に表示するマークです。</p> <p>やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>各警察署</p>
<p>【高齢者運転標識】</p>  <p>自動車免許を受けている70歳以上の人は、加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときには、普通自動車の前面と後面の両方に付けて運転するように努めなければならないマークです。</p>	<p>各警察署</p>

マーク・概要など	連絡先
<p>【盲人のための国際シンボルマーク】</p>  <p>視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに表示されている世界共通のマークです。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</p> <p>電話 03-5291-7885</p> <p>FAX 03-5291-7886</p>
<p>【白杖SOSシグナル】</p>  <p>白杖を頭上に掲げてSOSシグナルを示している人を見かけたら支援する「白杖SOSシグナル」運動普及啓発マークです。</p> <p>※駅のホームや路上などで視覚障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によるSOSシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p> <p><small>社会福祉法人八幡平児童 障害者団体連合推奨マーク</small></p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課</p> <p>電話 058-214-2138</p> <p>ファックス 058-265-7613</p>
<p>【ほじょ犬マーク】</p>  <p>商業施設やレストランなどに同伴されることを歓迎することを表すマークで、「身体障害者補助犬法」を分かりやすく理解してもらうために作成したものです。</p> <p>公共の施設や交通機関、不特定多数の方が利用する施設（デパート、ホテル、レストラン、病院等）において、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の同伴を受け入れる義務があります。</p>	<p>東京都福祉局 障害者施策推進部企画課</p> <p>電話 03-5320-4147</p> <p>ファックス 03-5388-1413</p>
<p>【介護マーク】</p>  <p>介護者が介護中であることを周囲に理解されるように作られたマークです。</p> <p>足立区でも、地域包括ケア推進課（区役所北館1階）や地域包括支援センター（区内25カ所）で、「介護マーク」を配布しています。</p>	<p>【令和6年4月から】</p> <p>高齢者地域包括ケア推進課 認知症施策推進係</p> <p>電話 03-3880-5953</p>

マーク・概要など	連絡先
<p>【耳マーク】</p>  <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会 E-mail zennancho@zennancho.or.jp ホームページ https://www.zennancho.or.jp/ ファックス 03-3354-0046</p>
<p>【手話マーク】</p>  <p>耳が聞こえない人などが手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、手話による対応ができる場所であることを示すためのマークです。5本指で「手話」を表す形を採用し、輪で手の動きを表現しています。</p>	<p>一般財団法人全日本ろう あ連盟 電話 03-3268-8847 ファックス 03-3267-3445 ホームページ https://www.jfd.or.jp/</p>
<p>【筆談マーク】</p>  <p>耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、筆談による対応ができる場所であることを示すためのマークです。</p> <p>相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しています。</p>	<p>一般財団法人全日本ろう あ連盟 電話 03-3268-8847 ファックス 03-3267-3445 ホームページ https://www.jfd.or.jp/</p>
<p>【オストメイトマーク】</p>  <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。</p> <p>オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>	<p>公益社団法人 日本オストミー協会 電話 03-5670-7681 ファックス 03-5670-7682</p>

マーク・概要など	連絡先
<p>【ハートプラスマーク】</p>  <p>「身体内部に障がいがある人」を表すマークです。</p> <p>心臓や呼吸器などの内部障がいは、外見から分からなくても援助や配慮を必要とする方々がいることを視覚的に示し、周囲の方に理解と協力を広げるために作られました。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 https://www.normanet.net/~h-plus/</p>
<p>【ヘルプマーク】</p>  <p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要とする方々がいることを視覚的に示し、周囲の方に理解と協力を広げるために作られました。</p>	<p>東京都福祉局 障害者施策推進部企画課 電話 03-5320-4147</p>
<p>【ベビーカーマーク】</p>   <p>公共交通機関などにおいて、ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備、または使用を禁止する場所や設備を明示したマークです。</p> <p>公共交通機関などは、様々な利用者があることを踏まえ、ベビーカー使用者及び周囲の方の双方で配慮することが必要です。</p>	<p>国土交通省総合政策局 バリアフリー政策課 電話 03-5253-8111(代) ファックス 03-5253-1552</p>
<p>【マタニティマーク】</p>  <p>妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするマークです。</p> <p>さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組みや呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。</p>	<p>「健やか親子21」事務局 (株式会社小学館集英社プロダクション内) E-mail sukoyaka21@shopro.co.jp</p> <p>※平成31年4月から使用管理等の運営について、こども家庭庁から上記事務局に委託中</p>

3 足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

第1節 基本的な施策の推進（第8条—第13条）

第2節 全ての人が暮らしやすい生活環境等の整備（第14条—第16条）

第3章 基本理念に基づく都市計画に関する方針

第1節 都市計画の基本方針等（第17条—第20条）

第2節 協働・協創によるまちづくり（第21条—第28条）

第4章 都市計画の手続

第1節 都市計画案の作成（第29条—第32条）

第2節 都市計画審議会（第33条—第43条）

第5章 雑則（第44条）

付則

障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、一人ひとりの人権が尊重され、全ての人がいきいきと安心して暮らせるまちを実現することは、私たち区民の願いです。

これまででも足立区は、安全、安心で快適に暮らしていけるまちをめざしてきましたが、今後はさらに、働く、学ぶ、遊ぶなどあらゆる生活の場面において、自助共助公助による心豊かな社会づくりを進めていく必要があります。

そのため、区民、事業者及び足立区は、協働・協創によりユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進し、その成果を未来につなげ、足立区のさらなる発展をはかるため、本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりの基本理念及び基本的事項を定めるとともに、区民、事業者及び足立区（以下「区」という。）のそれぞれの責務を明らかにすることにより、全ての人が個人として尊重される社会を目指し、安心して、健やかに暮らすことができるまちづくりを計画的、総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザイン 障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、全ての人が利用できるような生活環境その他の環境をつくりあげることをいう。
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくり 全ての人が、お互いの立場を理解し、自らの意思で自由に社会参加することのできるまちづくりをいう。
- (3) 区民 区内に在住、在勤若しくは在学する者又は区内に土地若しくは建物を所有し、若しくは占有する者をいう。
- (4) 事業者 区内に事務所又は事業所を有する法人及びその他の者をいう。
- (5) 都市計画マスタープラン 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2の規

定に基づき定める区のまちづくりに関する基本的な方針をいう。

- (6) 開発等事業 法第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する建築行為又はこれらに準ずる行為のうち、規則で定めるものをいう。
- (7) 施設等 道路、公園、建築物、工作物、公共交通に関する設備等をいう。
- (8) 公共施設等 施設等のうち、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項若しくは法第11条第1項第1号に規定する道路及びこれらに準ずるもの、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項第1号に規定する都市公園及びこれに準ずるもの、河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項若しくは第100条第1項に規定する河川又は建築基準法第2条第1号に規定する建築物のうち、規則で定めるものをいう。

(基本理念)

第3条 区のユニバーサルデザインのまちづくりの推進は、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、全ての人が、互いの個性と立場を理解し、個人として尊重される社会の実現を目指すこと。
- (2) 安全、安心な環境で自由に暮らし住み続けられるまちの実現を目指すこと。
- (3) 自然環境と調和した、環境にやさしいまちの実現を目指すこと。
- (4) 全ての人が互いを思いやり、人と人との絆を大切にす社会の実現を目指すこと。
- (5) 区民、事業者及び区が協働・協創により推進すること。

(区民の責務)

第4条 区民は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自らがまちづくりの主体であるという認識のもとに、ユニバーサルデザインへの理解を深め、共に支え合いながら自己の能力を発揮し、積極的にユニバーサルデザインのまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 区民は、施設を利用するときは、利用者が互いに安全、安心で快適に利用できるよう、一人ひとりが思いやりの心を持ち、行動するよう努めるものとする。
- 3 区民は、事業者及び区と連携し、区が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会を支える一員としてユニバーサルデザインへの理解を深め、主体的かつ積極的にユニバーサルデザインのまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが働きやすい職場環境の確保に努めるものとする。
- 3 事業者は、区民及び区と連携し、区が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 区内において開発等事業又は公共施設等の整備を行う者(以下「まちづくり事業者」という。)は、自らが行う事業活動において、ユニバーサルデザインのまちづくりの実現に貢献するよう努めるものとする。
- 5 まちづくり事業者は、第19条第1項に規定する地区環境整備計画及び第21条第1項に規定する地区まちづくり計画並びに第20条第1項に規定する基準を尊重し、開発等事業又は公共施設等の整備を行うに当たっては、区民の理解を得るよう努めるものとする。

(区の責務)

第6条 区は、基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を策定し、実施するものとする。

- 2 区は、ユニバーサルデザインのまちづくりを、区民及び事業者との協働・協創により推進するものとする。
- 3 区は、施策の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(三者による協働・協創)

第7条 区民、事業者及び区は、この条例の目的を達成するため、それぞれの果たすべき責務と役割を自覚し、協働・協創により取り組むものとする。

第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

第1節 基本的な施策の推進

(施策の推進)

第8条 区は、ユニバーサルデザインのまちづくりを、体系的かつ総合的に推進するものとする。

- 2 区長は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、推進計画及びユニバーサルデザイン指針を定めるものとする。

- 3 区長は、社会情勢の変化を踏まえ、推進計画等の見直しに努めなければならない。

(人材の育成、教育の充実等)

第9条 区は、協働・協創によるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、人材の育成に努めなければならない。

- 2 区は、基本理念に基づき、区民の人権を尊重する意識を育成し、障がい者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(関係機関との連携等)

第10条 区は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、大学、研究所等の機関と協力して、調査、研究及び情報収集を行うものとする。

- 2 区は、国及び東京都と連携し、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むものとする。

(ユニバーサルデザイン推進会議)

第11条 区長は、前3条に規定する、施策の推進、人材の育成、教育の充実等及び関係機関との連携等、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のため、区長の附属機関として、ユニバーサルデザイン推進会議を置く。

- 2 ユニバーサルデザイン推進会議は、前項に規定するユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が期間を定めて委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- 3 前項に定めるもののほか、ユニバーサルデザイン推進会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(広報及び情報提供)

第12条 区は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、区民及び事業者の理解を深めるよう広報に努めるとともに、必要な情報を提供するものとする。

(意見の聴取、情報の収集)

第13条 区は、ユニバーサルデザインのまちづくりの実施に当たっては、区民から必要な意見の聴取、情報の収集等をするものとする。

第2節 全ての人々が暮らしやすい生活環境等の整備

(公共施設等の整備)

第14条 区及びまちづくり事業者は、その設置又は管理する公共施設等の新設等（新設、新築、増設、増築、

改修及び用途の変更をいう。以下同じ。)をしようとするときは、基本理念に基づき整備するものとする。

(公共交通事業者等の努力)

第15条 公共交通事業者等(一般の旅客の運送のための鉄道、自動車又は船舶等を所有し、又は管理する者をいう。)は、その運行に必要とし、かつ公共のために使用する施設及び工作物について、基本理念に基づく整備に努めるものとする。

(施設の設置等をする者の努力)

第16条 前2条に規定する者以外の者が施設等の新設等をしようとするときは、基本理念に基づく整備に努めるものとする。

2 商品の製造等(製造、加工及び設計をいう。以下この項において同じ。)をする者は、当該商品について、基本理念に基づく製造等に努めるものとする。

3 サービスを提供する者は、当該サービスについて、基本理念に基づく提供に努めるものとする。

第3章 基本理念に基づく都市計画に関する方針

第1節 都市計画の基本方針等

(都市計画マスタープラン)

第17条 区長は、基本理念に基づく都市の実現のために、都市計画マスタープランを策定しなければならない。

2 都市計画マスタープランは、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本目標及びその実現のための方針

(2) その他ユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的な事項

3 区長は、都市計画マスタープランの策定に当たっては、第33条に規定する足立区都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、前項の意見を聴くに当たっては、区民及び事業者並びに第26条第1項に規定するまちづくり推進委員会の意見を聴取しなければならない。

5 区長は、都市計画マスタープランを策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項に定めるもののほか、都市計画マスタープランの策定に関する手続については、規則で定める。

7 都市計画マスタープランの変更については、第3項から前項までの規定を準用する。

(分野別のまちづくり計画)

第18条 区長は、前条の規定により策定した都市計画マスタープランに基づき、分野別のまちづくり計画(防災、交通、住宅、緑及び景観等のそれぞれの分野における基本的な考え方に沿ったまちをつくるための計画をいう。以下同じ。)を策定するものとする。

(地区環境整備計画)

第19条 区長は、都市計画マスタープランに定めるまちづくりに関する基本方針及びこの方針に基づき策定された分野別のまちづくり計画を踏まえ、地区環境整備計画(地区(道路、河川、水路等で区画された区長が定める一定の区域をいう。以下同じ。)を単位とし、それぞれの地区の特性を踏まえた良好な環境を整備するための方針を示した計画をいう。以下同じ。)を定めるものとする。

2 区長は、地区環境整備計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、地区環境整備計画の策定に関する手続については、規則で定める。

4 区長は、次の各号に掲げる計画を地区住民等(地区の区域内の区民をいう。以下同じ。)との協働・協創により策定したときは、必要に応じて、該当する地区の地区環境整備計画を改定するものとする。法第4条第1項に規定する都市計画の変更があったとき又は建築基準法第69条に規定する建築協定(以下「建築協定」

という。)が締結されたときも、同様とする。

(1) 第21条に規定する地区まちづくり計画

(2) 法第12条の4第1項各号に掲げる計画(以下「地区計画等」という。)

(基準)

第20条 区長は、ユニバーサルデザインのまちづくりにおける総合的かつ一体的な調整を行い、良好な都市環境の整備を推進するために、開発等事業及び公共施設等の整備に関する基準を策定しなければならない。

2 区長は、前項に規定する基準を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

3 まちづくり事業者は、開発等事業又は公共施設等の整備を行うに当たっては、第1項に規定する基準を遵守するよう努めなければならない。

第2節 協働・協創によるまちづくり

(協働・協創による地区まちづくり計画等の策定)

第21条 区長は、地区のユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、地区住民等との協働・協創により、地区環境整備計画を基本とした地区まちづくり計画(地区環境整備計画を基本とした、個性豊かで活気のある安全かつ快適なまちをつくるための計画をいう。以下同じ。)の策定に努めなければならない。

2 地区住民等は、区長に対し、地区まちづくり計画及び地区計画等の策定を要請することができる。

3 区長は、前項の規定による要請があったときは、地区まちづくり計画及び地区計画等の策定に応じるように努めるものとする。

4 区長は、地区まちづくり計画を策定したときは、地区住民等に対し、速やかに、これを公表するものとする。

(地区まちづくり計画の実現)

第22条 区長及び地区住民等は、地区まちづくり計画の実現に当たっては、地区計画等及び建築協定の活用に努めるものとする。

2 区長は、地区まちづくり計画の実現のため、地区まちづくり計画に定める公共施設等その他これに類する施設の整備の促進に努めるものとする。

(事前協議によるまちづくり事業者との協働・協創)

第23条 まちづくり事業者は、開発等事業又は公共施設等の整備を行うに当たっては、第20条第1項に規定する基準に基づき、事前に当該事業又は整備の計画について区長に協議しなければならない。

2 区長は、前項の協議において、基本理念に基づき、安全で良好な市街地の形成並びに地区環境整備計画及び地区まちづくり計画の実現のために必要な指導及び助言を行うものとする。

(勧告)

第24条 区長は、まちづくり事業者が前条の協議に応じない場合又は指導に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該まちづくり事業者に対し、協議に応じ、又は指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

第25条 区長は、まちづくり事業者が前条の勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。

(まちづくり推進委員会)

第26条 区長は、基本理念に基づき、協働・協創によるユニバーサルデザインのまちづくりの推進のため、まちづくり推進委員(まちづくりに見識のある区民のうち、まちづくりに関する助言及び調整を行う者として区長が委嘱したものをいう。)及びまちづくりカウンセラー(都市計画及び建築等に関する知識並びに実務

経験を有する者のうち、まちづくり推進委員を補助し、まちづくりに関する技術的な指導及び助言を行う者として区長が委嘱したものをいう。)で構成するまちづくり推進委員会を設置する。

- 2 まちづくり推進委員会の組織及び運営に関する事項その他必要な事項については、区長が別に定める。
(まちづくり関係団体等との連携)

第27条 区民、事業者及び区は、協働・協創によるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するために、まちづくり関係団体(地区住民等が中心となって組織する連絡会及び協議会等の団体、社会貢献活動を行う団体その他非営利活動団体で、良好なまちづくりに寄与することを目的として活動するものをいう。)その他の公共的団体及び公共団体と連携を図るように努めるものとする。

(公共施設等の管理運営)

第28条 不特定多数の者が利用する公共施設等を管理運営するものは、区民との協働・協創による管理運営に努めなければならない。

- 2 区民は、積極的に公共施設等の管理運営に協力することに努めなければならない。

第4章 都市計画の手続

第1節 都市計画案の作成

(公聴会の開催等)

第29条 区長は、法第16条第1項の規定に基づき、規則で定めるところにより、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(地区計画等の案の作成手続)

第30条 区長は、法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)を公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域
(2) 地区計画等の原案の縦覧場所

2 前項に定めるもののほか、区長は、地区計画等の原案の提示について必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

3 法第16条第2項に規定する者は、第1項の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合、公告の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、意見書を区長に提出するものとする。

(地区計画等の案等の申出)

第31条 法第16条第3項に規定する者は、規則で定める方法により、同項に規定する地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項(以下これらを「地区計画等の案等」という。)を区長に申し出ることができる。

2 地区計画等の案等を申し出ようとする者は、事前に区長に協議しなければならない。

3 区長は、第1項の規定による申出を受けた場合は、第33条に規定する足立区都市計画審議会の意見を聴いた上で、都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、地区計画等の原案を作成しなければならない。

4 区長は、申出をしようとする者に、情報提供その他必要な支援を行うことができる。また、申出をしようとする者に、地区計画の決定又は変更に必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(都市計画の決定又は変更の提案手続)

- 第32条 法第21条の2から第21条の5までに規定する都市計画の提案制度に基づき、区が決定又は変更をする都市計画（以下「都市計画」という。）の決定又は変更を提案しようとする者（以下「提案者」という。）は、規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、提案者に対し、前項に掲げる書類以外の書類の提出その他必要な協力を求めることができる。
 - 3 提案者は、事前に区長に協議するものとする。
 - 4 区長は、第1項の規定により都市計画の決定又は変更の提案に係る書類が提出されたときは、法第21条の2に規定する事項及び都市計画マスタープランに適合するかどうかを審査しなければならない。
 - 5 区長は、前項の規定による審査の結果、適合すると認めるときは、その旨を公告し、提案に係る都市計画の素案を公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 6 区長は、前項の公告の日の翌日から起算して2週間以内に、提案者の出席を求め、提案に係る都市計画の素案の内容についての意見交換会を開催するものとし、必要に応じて意見交換会に提案に係る区域内の区民等及び利害関係人を出席させることができる。
 - 7 前項の区民等及び利害関係人は、第5項の公告の日の翌日から起算して3週間以内に、区長に対し、提案に係る都市計画の素案の内容について意見書を提出することができる。
 - 8 区長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、速やかにその写しを提案者に送付しなければならない。
 - 9 提案者は、前項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、意見書に対する回答書を区長に提出しなければならない。
 - 10 区長は、前項の規定により回答書が提出されたときは、意見書の要旨及び回答書の内容を公表しなければならない。
 - 11 区長は、この条に規定する意見交換会、意見書及び回答書の内容等を考慮し、見解を付して提案に係る都市計画の素案について次条に規定する足立区都市計画審議会の意見を聴かななければならない。
 - 12 次条に規定する足立区都市計画審議会は、必要があると認めるときは、提案者を出席させ、説明を求めることができる。
 - 13 区長は、次条に規定する足立区都市計画審議会の意見を踏まえ、提案に係る都市計画の決定又は変更に関する判断をしたときは、その旨を提案者に通知するとともに、提案に係る都市計画の素案の内容を公表しなければならない。

第2節 都市計画審議会

（設置）

第33条 基本理念に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりの推進を図るため、法第77条の2第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第34条 審議会は、法第77条の2第1項及び第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）第17条第3項の規定による都市計画マスタープランの策定における区長からの意見聴取に対し、意見を述べること。
- （2）第31条第3項の規定による都市計画等の案等の申出における区長からの意見聴取に対し、意見を述べること。
- （3）第32条第11項の規定による都市計画の決定又は変更の提案における区長からの意見聴取に対し、意見を述べること。

(4) まちづくりに関する事項について、区長の諮問に応じて調査審議し、答申すること。

(5) まちづくりに関する事項について調査審議し、区長に意見を述べること。

(組織)

第35条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員23人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 区議会議員 4人以内
- (3) 区内関係団体の代表者 8人以内
- (4) 公募による区民 3人以内
- (5) 関係行政機関の職員 1人以内

2 前項の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第36条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、区長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第37条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、区長が任命する。

(会長)

第38条 審議会に会長を置き、会長は、第35条第1項第1号の委員のうちから、委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第39条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第40条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(常務委員会)

第41条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長が指名する委員9人以内で組織する。

3 常務委員会に常務委員会会長を置き、常務委員会委員の互選によってこれを定める。

4 常務委員会会長に事故があるときは、あらかじめ常務委員会会長が指名する常務委員会委員がその職務を代理する。

5 第39条の規定は、常務委員会に準用する。

(幹事)

第42条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(審議会の運営)

第43条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の足立区まちづくり推進条例第27条第1項の規定により委嘱された足立区都市計画審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（以下「改正条例」という。）第35条第1項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における改正前の足立区まちづくり推進条例第27条第1項の規定により委嘱された足立区都市計画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の足立区まちづくり推進条例第30条第1項の規定により定められた足立区都市計画審議会の会長である者、同条例第28条第2項の規定により委嘱された臨時委員である者、同条例第29条第2項の規定により任命された専門委員である者又は同条例第33条第2項の規定により任命された幹事である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正条例第38条第1項の規定により審議会の会長として定められ、改正条例第36条第2項の規定により臨時委員として委嘱され、改正条例第37条第2項の規定により専門委員として任命され、又は改正条例第41条第2項の規定により幹事として任命されたものとみなす。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

4 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則（平成30年3月28日条例第20号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

足立区ユニバーサルデザイン推進計画
〔中間検証・後期実施計画〕

発行年月：令和6年3月

発行：足立区都市建設部都市建設課

ユニバーサルデザイン担当課

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1

電話 03-3880-5768



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



知ると分かる。
すると変わる。

SDGs MODEL ADACHI